

第 177 号（2020 年 11 月）

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ エグゼクティブ・サマリー

■ 特 集

- ◆ 中国における新エネ車クレジット制度の見直しと今後
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング グローバルコンサルティング部…………… 1

■ 特 集

- ◆ コロナ後の世界における中国
MAZARS…………… 5

■ 経 済

- ◆ 景気回復と経済政策の変化
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 調査部…………… 10

■ 人民元レポート

- ◆ 元高抑制策への警戒感が強まる
三菱 UFJ 銀行 金融市場部グローバルマーケットリサーチ…………… 16

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：新型コロナウイルス感染症に伴う国境を跨ぐ人員派遣に関する
税務上の検討事項
KPMG 中国…………… 22
- ◆ 法務：民法典「契約編」が中国契約関連法令にもたらす変革と企業において
注目すべき要点
北京市金杜法律事務所…………… 26
- ◆ 日系企業のため中国法令・政策の動き
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザー事業部…………… 32

■ 主要経済指標

- 三菱 UFJ 銀行 国際業務部…………… 36

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集 中国における新エネ車クレジット制度の見直しと今後

2020 年 6 月、中国の自動車産業を所管する省庁である工業信息化部が、中国国内の完成車メーカーに一定以上の新エネ車生産を求める「クレジット制度」の見直しを発表した。本稿では、これまでの中国における新エネ車政策と新エネ車市場の現状を踏まえた上で、このクレジット制度の変更点を確認し、その意図について論じたい。

特集 コロナ後の世界における中国

新型コロナウイルス感染症は世界経済に甚大な影響を及ぼしている。その影響からいち早く回復した中国だけが、成長を続けているようにも見える。新型コロナ対策による財政支出が中国、日本、米国に与える影響を比較するとともに、歴史的な経済覇権と情報革命の変遷の符合、中国における少子高齢化への影響を見据え、現状の姿だけでなく、今後の中国の影響力について考察する。

経済 景気回復と経済政策の変化

新型コロナウイルスの感染拡大が抑制され、経済活動の段階的な再開が続く中国。国内経済も順調な回復を示している。5 月の全国人民代表大会では内需拡大方針を示す「内循環」論も提唱された。だが、景気回復を受け、追加の内需刺激策を行わない方針が示唆された。米中対立に対処するため、「内循環」の政治的な意味合いにも変化がみられる。本稿ではこうした中国の経済政策を整理する。

人民元レポート 元高抑制策への警戒感が強まる

10 月の人民元相場は当局の元高抑制策への警戒感から上げ渋る展開となった。連休明け 9 日、年初来高値を更新する上昇をみせたが、10 日に中国人民銀行が金融機関による一部フォワード取引の際に義務付けていた法定準備金の撤廃を発表すると、やや軟調となった。27 日には中国外貨取引センターが人民元基準値の設定基準からのカウンター・シクリカル・ファクターの利用停止を公表したこともあり、月末にかけてもやや軟調な推移となっている。

スペシャリストの目 税務会計

新型コロナウイルス感染症に伴う国境を跨ぐ人員派遣に関する税務上の検討事項

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、中国に出向し日本に一時帰国していた日本人が、中国に渡航できなくなり、日本での滞在が長引くケースが出てきている。これにより勤務地が一時的に変更され、中国個人所得税納付方法、中国及び日本における個人所得税の二重課税や恒久的施設などの税務問題が生じている。本稿では、国境を跨ぐ勤務者が直面しうる中国税務問題を、事例を通じて検討する。

スペシャリストの目 法務

民法典「契約編」が中国契約関連法令にもたらす変革と企業において注目すべき要点

2020 年 5 月、「中国民法典」が全人代において可決され、2021 年 1 月 1 日より施行されることとなった。起草開始からおよそ 60 余年である。中国法上、初めて法典の名が付されたこの民法典は、「総則編」「物権編」「契約編」「人格権編」「婚姻家庭編」「相続編」「権利侵害責任編」により構成。本稿において、企業に影響をもたらす「契約編」について考察したい。

スペシャリストの目 日系企業のための中国法令・政策の動き

今回は 9 月中旬から 10 月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげる。



中国における新エネ車クレジット制度の見直しと今後

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
グローバルコンサルティング部
コンサルタント 山野井 茜

2020 年 6 月、中国の自動車産業を所管する省庁である工業信息化部が、中国国内の完成車メーカーに一定以上の新エネ車生産を求める「クレジット制度」の見直しを発表した。本稿では、これまでの中国における新エネ車政策と新エネ車市場の現状を踏まえた上で、このクレジット制度の変更点を確認し、その意図について論じたい。

世界最大の自動車市場である中国において、最も産業育成に力を注がれているのが、電気自動車（EV）を始めとする新エネルギー車（以下、「新エネ車」）である。

すでに中国では、2009 年に新エネ車関連の政策が打ち出されていたが、その新エネ車振興が本格化したのは 2015 年に入ってからだ。同年、中国政府は製造業の国家戦略である「中国製造 2025」を発表し、省エネ・新エネ車を 10 の重点項目の一つとして設定。さらに翌 2016 年には「省エネ・新エネ車技術ロードマップ」を発表し、新エネ車の販売台数など具体的な数値目標を定めた。2030 年までに販売する自動車の 4～5 割を電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）の新エネ車にする、というものであり、日系メーカーが得意とするハイブリッド車（HV）は含まれていなかった。そのため、2015 年以降、完成車メーカー、サプライヤーを含め、日本の自動車業界においても対応が求められた分野の一つが、中国の新エネ車市場だったのではないだろうか。

中国における新エネ車政策が、今、一つの転換点にある。これまで、中国政府は新エネ車市場拡大のために、「アメとムチ」の政策を打ち出してきた。「アメ」は購入補助、免税などの金銭的なインセンティブを指す。一時は中央政府に加え、一部の地方政府も購入補助金を出していたこともあり、新エネ車 1 台の購入に対する補助金総額が、最大 12 万元（200 万円近く）に上ることもあった。補助は年々減額傾向にあり、2020 年までの支給を予定していた。2020 年 5 月に工信部は 2023 年まで補助金支給の延長を発表した。中国政府は補助によって新エネ車購入需要を刺激し、市場を成長させれば、支援なしでも新エネ車を買う流れが構築できると考えていたようである。

購入補助が 2010 年代前半から実施されていた一方で、2017 年に発表された「ムチ」となるのが、「クレジット制度」だ。クレジット制度は、平たくいうと完成車メーカーおよび自動車輸入事業者に対して、各社が生産（輸入）するガソリンやディーゼルといった従来の燃料車における生産・輸入台数に応じて、新エネ車の生産（輸入）義務を課す、というものである。これまでのところ具体的な措置は発表されていないものの、生産義務を達成できないと罰則が科されることにもなっている。この新エネ車生産義務は燃費規制とも連携しており、厳しい燃費基準の達成を新エネ車生産で補うことが奨励された。

ここで、これまでの中国の新エネ車の新車販売台数の推移（図 1）を見ていきたい。2015 年から 2018 年にかけては、購入補助の後押しもあり、新エネ車は高い推移で販売台数を伸ばし、2018 年時

点で 100 万台を突破。しかし、2019 年には EV、PHV ともに減少に転じている。2019 年は中国全体の新車販売台数自体が前年比 8.2% 減となっており、その影響を受けたことや、購入補助の減額が成長鈍化の要因と考えられる。なお、2019 年の全体の新車販売台数に対する新エネ車の割合は約 4.7% で、中国政府が省エネ・新エネ車技術ロードマップで示した新エネ車の販売目標「2020 年時点で総販売台数の 7~10%」の達成も厳しい。

一方、クレジット制度、すなわち新エネ車の生産義務や燃費基準の達成状況はどうだろうか。クレジット制度の導入は 2017 年に発表されたが、導入自体は 2019 年から始まり、初年は罰則も発生しない試用期間に位置づけられていた。今年 7 月に工信部が発表した各社の達成状況によると、新エネ車生産と燃費基準の両方を達成できたのは、ほぼ中国系メーカーのみで、外資系では大慶ボルボ、BMW ブリリアンス、テスラのみであった。日系では HV の売上げが好調なトヨタ（广汽トヨタおよび天津一汽トヨタ）が燃費基準をクリアしているが、新エネ車生産義務は達成できていない。ここで注目すべき点は、全体では新エネ車生産量が生産義務を大幅に上回っていたことである。クレジット制度には、排出権取引のように、各社の義務を上回る新エネ車の生産をプラスクレジットとして達成できなかった会社に売却できる、という特徴があった。中国政府は、排出権取引のような新エネ車クレジット取引市場を創出する狙いもあったが、現状ではプラスクレジットがだぶつき、価値がつかない。

また、新エネ車生産台数との関連で見ると、2019 年は EV の販売台数が 97.2 万台と 2018 年の 98.4 万台から減少しているのに対し、生産台数は 102 万台と 2018 年の 98.6 万台から増加している。これは、クレジット制度の施行にあたり、各社とも過剰に反応して、EV の生産に努めた可能性が高い。市場には、単純計算で 4.8 万台もの EV の在庫がもたらされることとなった。

これらの状況を踏まえ、工信部は 2020 年 6 月末にクレジット制度の見直しを発表した。大きな変更点としては、省エネ車に関する文言が追加されたことである。これまでの制度では、HV などの省エネ車も一律に従来型の車、すなわち新エネ車ではないと見なされていた。今回の見直しでは、2021~2023 年まで燃費基準を下回る省エネ車については、従来のエネルギー車と比べて課される新エネ車生産義務が小さくなることとなった。その他、一定の条件付きで各社の生産義務を上回る新エネ車の生産を、翌年に一部繰り越せることとなるなど、全体として制度が緩和された。

今回の見直しの理由について工信部は、現在のクレジット制度が省エネ車や新エネ車の研究開発を圧迫する可能性があるため、としている。しかし、それだけではなく、中国政府は今回の見直しにより、EV をはじめとする新エネ車の推進よりも、厳しく設定している燃費基準のクリアに一層集中しているのではないだろうか。現在、中国の燃費基準は第 4 段階に入っており、2016 年から 2020 年にかけて段階的に目標値が定められているところである。2019 年時点では、約 60 社が燃費基準を達成したのに対し、90 社近くが未達成となっており、2020 年の燃費基準第 4 段階の完全導入を前に達成できていない企業が多数を占めている状況である。さらに、2021 年以降は 2025 年に向けて、さらに厳しい第 5 段階の目標が課される予定である。想定よりも EV、PHV が普及できず、クレジット取引市場も機能していない。EV が供給過多となっていることも踏まえ、これまで従来型の車と同様の扱いだった HV を優遇することで、国内の HV 市場を活性化させ、EV 大国という長期的目標よりも、燃費基準クリアという中期的目標の達成を目指したと考えられる。

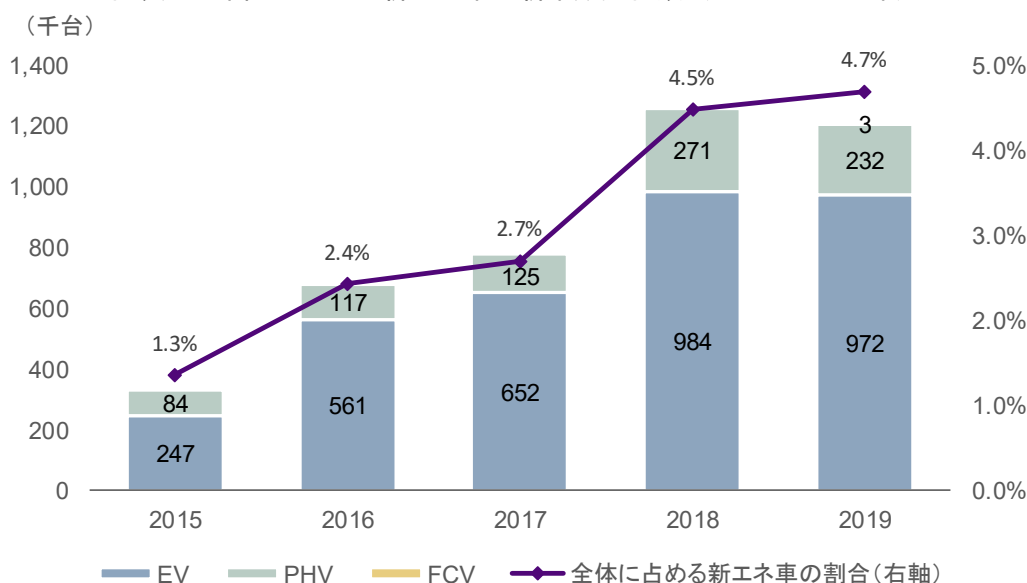
HV も省エネ車として改めて光が当てられたことは、日系企業にとっても大きな意味がある。HV は新エネ車の優遇を受けてこなかったが、実は中国市場において根強い人気があった。すでに説明

したとおり、2019 年は新エネ車の販売台数が減少に転じていたが、HV は増加している。HV 乗用車の販売台数は 28.5 万台で、2018 年比で 33% のプラス成長だった。この流れは 2020 年も継続しており、乗用車の業界団体である中国乗用車市場情報联席会（乗聯会）によると、HV は新型コロナウイルスの影響を EV や PHV ほども受けておらず、2020 年 4 月からいち早く前年同月比で増加に転じた（図 2）。元来、HV に強みを持つ日系メーカーだが、乗聯会によれば、中国においても HV の売り上げが好調なのはトヨタとホンダとなっている。今回のクレジット制度見直しにより、この 2 社にとって追い風となるのは間違いないだろう。また、中国系メーカーでも HV の開発が進んでいる。今年に入ってから、トヨタとも合弁を組む広汽集団や長城汽車がそれぞれ HV の投入を発表している。

最後に HV を取り巻く環境の変化にも言及したい。2020 年 10 月 27 日、中国汽车工程学会は、「省エネ・新エネ車技術ロードマップ 2.0」を発表した。これは 2016 年に発表した「省エネ・新エネ車技術ロードマップ」の最新版にあたり、2035 年までの技術および新車販売について、2025 年、2030 年と段階的な目標を掲げている。その中で特に注目されるのが、2035 年までに新車販売台数の 50% 以上を新エネ車とし、従来型の車についてもすべて HV にする、と設定したことである。つまり、中国は 2035 年までに新車販売の少なくとも半分以上は新エネ車、残りはすべて HV にし、ガソリン車は廃止にする、というのである。2016 年版のロードマップでは、2030 年までに新車販売台数の 40~50% としていたものの、従来型の車については言及がなかった。他方で、今回のロードマップでは従来型の車のうち HV の割合を 2025 年までに 50%、2030 年までに 75%、2035 年までに 100% とする、という踏み込んだ内容となっており、これまで以上に中国政府は HV を重視していることがわかる。

中国は新エネ車の推進を諦めたわけではなく、むしろ燃費目標の達成には HV も不可欠と認識していると考えられる。日系完成車メーカーやサプライヤーは、EV への対応は免れられないものの、HV への注目により、一定程度の猶予を得た形となった。

図表 1：中国における新エネ車の新車販売台数（2015~2019 年）



注意：FCV の販売台数は 2019 年の 3（千台）のみ公表

出典：中国汽车工业协会の資料を基に筆者作成

図表 2：中国の新エネ車（乗用車）の販売台数（2020 年 3 月～7 月）（単位：万台）

車種	2020/3		2020/4		2020/5		2020/6		2020/7	
	販売 台数	前年 同月比	販売 台数	前年 同月比	販売 台数	前年 同月比	販売 台数	前年 同月比	販売 台数	前年 同月比
EV	4.7	-48%	4.2	-36%	5.6	-27%	6.7	-40%	6.7	37%
PHV	0.9	-59%	1.7	-35%	1.4	-31%	1.8	-11%	1.6	-7%
HV	2.1	-37%	2.7	30%	2.9	52%	3.0	50%	3.0	36%

出典：中国乗用車市場情報協会の資料を基に筆者作成

< 参考資料 >

●中国汽車工業協会（図 1）

<http://www.caam.org.cn/> 2020 年 9 月 3 日最終アクセス

●中国乗用車市場情報協会（図 2）

<http://www.cpcauto.com/> 2020 年 9 月 3 日最終アクセス

●中国工業信息化部（クレジット制度）

「2019 年度中国乗用車企業平均燃料消耗量与新能源汽车积分情况公告」

（2019 年の中国乗用車会社の平均燃費と新エネルギー車クレジットの発表）

<http://www.miit.gov.cn/n1146285/n1146352/n3054355/n3057585/n3057592/c7991365/content.html>

「关于修改《乘用车企业平均燃料消耗量与新能源汽车积分并行管理办法》的决定」

（「乗用車会社の平均燃費と新エネルギー車クレジットの並行管理弁法」の改正決定）

<http://www.miit.gov.cn/n1146285/n1146352/n3054355/n3057585/n3057589/c7981147/content.html>

「乘用车企业平均燃料消耗量与新能源汽车积分并行管理办法」

（乗用車会社の平均燃費と新エネルギー車クレジットの並行管理弁法）

<http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1652858/n7280902/c7988463/content.html>

いずれも 2020 年 9 月 3 日最終アクセス

●中国汽車工程学会（省エネ・新エネ車技術ロードマップ 2.0）

「《节能与新能源汽车技术路线图 2.0》正式发布」

（省エネ・新エネ車技術ロードマップ 2.0 の正式発表）

<http://www.sac-china.org/news/activities/202010/3957.html> 2020 年 10 月 28 日最終アクセス

（執筆者連絡先）

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail : akane.yamanoi@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>



特 集

コロナ後の世界における中国

MAZARS

パートナー

望月 一央

1. はじめに

2020 年 10 月 12 日時点で新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」）の猛威は、全世界で 3,700 万人以上の感染者および 100 万人以上の死者をもたらしています。コロナの影響により、直接的または間接的に各国経済も大きな打撃を受けています。

今年 2 月のある日本の報道を見てみましょう。

南風の時に都心や川崎市の低空を通して発着するルートと、北風時に北向きに離陸し荒川に沿って上昇するルートがある。発着枠が空いている朝と夜の活用と合わせると、年間で約 3.9 万回の増便が見込めるという。政府は今年の訪日外国人客を年間 4,000 万人に増やす目標を掲げており、増枠分をすべて国際線の増便にあてる方針。経済効果は 6500 億円とみている。

出典：「羽田の新飛行ルート」朝日新聞（2020 年 02 月 19 日 朝刊）

<https://www.asahi.com/topics/word/%E8%A8%AA%E6%97%A5%E5%A4%96%E5%9B%BD%E4%BA%BA%E5%AE%A2.html>（2020 年 9 月 9 日閲覧）

この増加発着枠の半分は米国便に、残りの約半分が中国便に割り当てられることになっていました。しかしながら、現実には、羽田空港国際線発着数は以降、それまでの月平均 7,000 便から減少に転じ、4 月には前年比 87%減の 900 便台にまで細り、今春開業予定だった空港ホテルも未だ開業できない状態が続いています。プラスの経済効果ではなく、深刻な経済損失が発生しています。

一方、中国では、第 2 波の発生への厳重な警戒がとられるとともに、次のような状況が報道されていました。

7 月 14 日、文化旅行部は、省を跨ぐ団体旅行の開始を再承認することを発表。第 2 波発生からの 172 日間の自粛に終止符を打つと同時に、観光や休暇のキーワード検索数は急増し、7 月 14 日の 22:00 から 24:00 までの 2 時間で、前日の同時間と比較して、北京および上海を含む 34 の省および地方自治体の観光および休日の商品に関連する検索が、最大 90%増加しました。

出典：Sohu.com（2020 年 7 月 20 日）

https://www.sohu.com/a/408599356_120272572?_f=index_betapagehotnews_5&_trans_=000011_hw_mz

（2020 年 9 月 14 日閲覧）

翻訳：執筆者

現在、世界各国が入国制限を行う中、中国消費者はこれまでのように海外で高級品を購入することができなくなりました。そのため、国内における海外ブランド品市場が急激に拡大し、Louis Vuitton 上海恒隆店の 8 月売上高は開店以来最高の 1.5 億元（約 25 億円）に上ったとの報道がなされています。

これらの状況に対応するように、7 月 1 日、海南省の国内免税購入ショッピング割り当てが、1 人あたり年間 10 万元に引き上げられ、海南省への旅行客の急増が伝えられています。

このように、これまで当たり前と考えられてきたことについて、まさに寝耳に水の変化がコロナによりもたらされ、多くの人々が不安を感じながらの暮らしを余儀なくされています。

2. コロナ後の世界における中国

それでは、コロナ後の世界はどのようなになっているのでしょうか？

コロナによる大きな影響とは、ウイルス自体が直接人体にもたらす病状によるものではなく、むしろ、その感染拡大防止への対応によりもたらされる社会的現象にあります。

なぜならば、これまで人類はこのウイルスに対する免疫をもっておらず、かつその感染力が極めて強いものではあっても、新型コロナウイルス自体はインフルエンザと同様のウイルス感染症の一種であり、療養、治療を要する症状を発生させるということでは、他の病気と何ら変わるものではないからです。

従って、ここでは、それぞれの国において社会的課題と捉えられてきた事象に対して、主に中国、日本、米国において、コロナへの対応または反応がどのような影響を与えているのかをもって、コロナ後の世界を予測してみたいと思います。

財政支出およびファイナンス

コロナへの最も大きな対応として、それぞれの国において戦時予算並みの規模といわれる財政政策が打ち出されていることがあげられるでしょう。

1) 米国

米国では、コロナへの対応として総額約 3 兆ドル（名目 GDP の約 15%、約 300 兆円）相当の財政出動がなされています。これらの多くは、個人に対する税金還付、失業給付、企業に対する破産回避、支援、保証に充てられるものといわれています。

具体的に、個人については①税金還付提供 2,930 億ドル、②失業給付 2,680 億米ドル、③貧困層への食品提供 250 億ドル、企業については①破産防止対策 5,100 億ドル、②労働者を保持する中小企業支援 3,950 億ドル、③中小企業への融資および保証 3,120 億ドルといった内容となっています。

2020 年度の最初の 9 カ月間（2019 年 10 月～2020 年 6 月）において、歳入は 2.82 兆ドル、歳出が 5.63 兆ドルであり、2.8 兆ドルの赤字となっています。さらに、米国連邦議会予算局は、通年では約 3.7 兆ドル（名目 GDP の 17.9%、約 380 兆円）、1945 年以来最大の赤字になることを予測しています。また、2021 年度についても、2.1 兆ドルの赤字と予測しています。

米国は、2002 年度以降一貫して財政赤字を抱えており、今年 7 月 31 日現在、米国政府債務残高は 26.5 兆ドル（GDP の約 126%）となっています。

2) 日本

日本では、2020 年度補正予算により、財政支出（国費）66.8 兆円、財政投融资 51.9 兆円の合計 120.8 兆円（GDP の約 20%）の対応が図られています。これらは、事業規模で 233.9 兆円（GDP の 40%）といわれています。

主な対策には、①雇用と企業の保護 19.5 兆円、②企業への資金繰りサポート 11.6 兆円、③コロナ対策予備費 10 兆円が含まれています。ちなみに、個人に対する特別給付金は①雇用と企業の保護に 12.8 兆円として組み込まれました。

2020 年度の一般会計歳出総額は 160.3 兆円にのぼり、大幅な下方修正により 50 兆円前後と見込まれる歳入との差額は、国債発行 90.2 兆円により賄われる見通しです。

これにより、公債依存度は 56.3%に悪化するといわれています。政府債務残高対 GDP 比はこれまでの累積と合わせて戦時中の値を大きく超え、まさに未曾有の債務残高といえます。その影響については、さまざまな議論が活発になされているものの、本当の影響は未だ誰にも分かりません。確かなことは、コロナ対策にかかわる財政出動は今年で終わるものではなく、今後も債務状況はより悪化することでしょう。

3) 中国

中国では、推定 4.6 兆元（GDP の 4.5%、約 72 兆円）の裁量的財政措置が発表されています。主な対策には、①コロナ流行の予防と管理への支出の増加、②医療機器の生産、③失業保険の支出の促進と移動労働者の拡大、④減税と社会保障負担金の免除、⑤公共投資が含まれるとされています。

これらの歳出は、コロナ特別債 1 兆元および特別会計債 3.75 兆元発行により確保が図られるものとされています。

このようなコロナ対策にかかわる支出拡大の一方で、中国における 2020 年税収は 1 月から 7 月までの期間で総額約 9.8 兆元（約 150 兆円）となり、前年同期比では約 8.8%の減少となっています。

中国の税収は 2020 年当初、コロナの感染拡大に伴う都市封鎖等からくる経済活動低迷の影響を受け、第 1 四半期に約 3.9 兆元（約 490 兆円）、前年同期比でマイナス 16.4%と大幅に減少しました。その後、第 2 四半期においては総額約 8.2 兆元（約 128 兆円）、前年同期比マイナス 11.3%の水準にまで回復してきています。また、1 月から 7 月までの税収総額を単純計算で 12 カ月間に引き延ばした場合には、年間ベースで約 16.9 兆元（約 263 兆円）となり、対前年度比で約 6.9%の増加が予想されます。さらに、経済の回復状況によっては、この数値を上回ることも考えられます。

加えて、これらの税収の減少には上述のコロナ対策に伴う減税部分が含まれており、2020 年前半だけで 5,414 億元、また、2020 年通年での減税額は 1 兆元を超えるものと予想されています。

さらに、税収を税目別に見た場合には、企業所得税は前年同期比 31.6%増となっており、中国における企業利益の回復が見て取れます。その他増収項目として、消費税（前年同期比 20.2%増）、個人所得税（前年同期比 11.0%増）、証券取引印紙税（前年同期比 63.86%増）があげられます。これらから、国内消費の拡大、個人所得の増加、活発な証券市場により、国内における経済活動が順調に進展し、2019 年を上回る勢いで活性化しているといえるでしょう。

このような財政構造は、中国の景気が回復しているということだけでなく、今後も状況に応じて機敏な財政出動を行う余力が十分にあることを示しています。さらに、その膨張した経済規模から考えて、今後も発生する財政出動の影響は、中国国内だけにとどまることなく、国外にも大きな影響を及ぼすことになると考えられるでしょう。

3. 中米関係

世界各国の経済規模指標を十数世紀にさかのぼり集計しているグローニンゲン大学データベースに基づくと、近代における経済大国第 1 位の座の変遷は以下のようになります。

各国 GDP（千ドル：2011 年 USD 建て実質 GDP を基準とする複数指標計算）

Year	China	United Kingdom	United States
1853	264,916,000*	85,095,504	86,318,100
1887	286,032,840	163,336,874	305,978,856
2016	16,913,635,200	2,580,305,856	17,211,637,840

* 中国については 1850 年数値

出典：Maddison Project Database 2018, University of Groningen を基に執筆者作成

ここから、1850 年代に米国の経済規模が英国に追いつき、さらに 1880 年代に中国を追い越し、世界 1 位の経済力を保有したことが分かります。

当時、英国は 1810 年代に発生した米英戦争に敗れ、反対に米国は英国からの独立を経て、連邦への参加州を拡大しつつ、急速に経済力を拡張していきます。

一方で、中国は、1840 年アヘン戦争、1850 年太平天国の乱、1880 年代には、中央アジアをめぐるロシア帝国との対立、東南アジアのベトナムの宗主権をめぐるフランスとの対立、朝鮮半島の宗主権をめぐる日本との対立といった、文字通り混乱の最中にありました。

同時に、この経済覇権をめぐる年表は、1840 年代の 100 年近く続いた第 1 次産業革命の終焉に伴う英国の凋落、1865 年から始まる第 2 次産業革命による米国の興隆とも符合しており、これから本格化する Big data、AI による第 4 次産業革命と呼ばれる情報革命における米国と中国の主導権争いが、経済大国第 1 位の座をめぐる争いと符合するものであることが分かります。

このようにこれまでの歴史を見る限り、米中間の経済大国 1 位の座をめぐる争いは、情報革命の盟主の地位をめぐるものであり、今後はその激しさを一層増していくことでしょう。コロナ終息時における米中の緊張関係は、経済的により大きな範囲で影を落とすものとなっている可能性が高いのではないのでしょうか。

4. 出生率低下に基づく高齢化社会

経済協力開発機構（OECD）先進諸国において、最も出生率の低い国はイタリアです。今回、コロナの影響を強く受けたイタリアのインターネット調査で、パンデミック前に子どもをもうけることを検討していた夫婦の 7.3%が、将来の経済状況が不確実および無事に出産できるかどうかの不安から、妊娠を断念したことが判明しています。

イタリアに次いで出生率の低い日本においても、ある民間企業の調査によると、妊娠を希望していた母親の 3 割が、コロナの感染拡大により妊娠の断念や延期を決めたとされています。その理由には、経済的な不安や胎児への影響などがあげられていました。同様に東京都港区では、今年 5～7 月の妊娠届の受理件数が前年同月比で 2～3 割減少したとの報告がなされています。

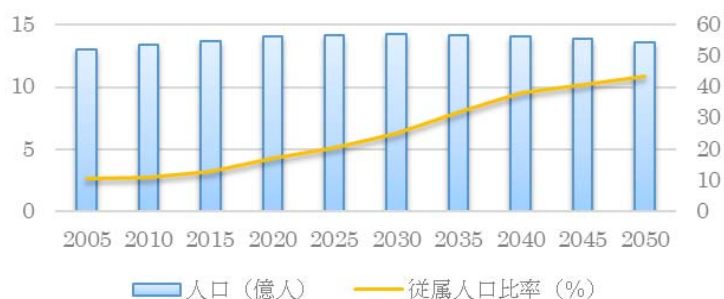
コロナによる健康上の影響に加え、経済面での影響についても長期にわたることが予想されており、少子化進展への一層の影響が懸念されています。

中国においては、出生率にかかわるコロナの影響は大きくないかもしれませんが、世界経済の低迷、または米中関係の緊張に伴う社会的不安感により、何らかの心理的影響を受けるものと考えられます。また、そもそも以下に見られるように、従来の一人っ子政策に伴う人口分布の偏りと相まって、急速な高齢化が進むものと予想されています。

国連経済社会局人口部によると、中国の人口は 2030 年頃の 14 億 6000 万人をピークとして減少し、中国の生産年齢人口（15-59 歳）は、2015 年頃にピークを迎え（67.6%）、2020 年頃から急激に減少し、2050 年には 50.0%、2100 年には 46.9%まで減少すると予測されています。

日本と比較する程ではないにしても、中国においてもコロナが終息する時期には、一段と高齢化が進んでいるものと思われます。

中国の人口および従属人口比率予測



出典：国連経済社会局人口部 Population estimates and projections を基に執筆者作成

5. コロナ後の世界

以上のように、コロナ禍においては、その対応に伴いさまざまな変化がもたらされ、加速していくでしょう。

これらの変化は、もちろん中国だけではなく、同時に日本および世界各国・地域にも当てはまるものです。

コロナへの対応に追われている間には、変化に気を留めることができないまま、コロナの終焉を迎えた際に、初めてその変化の大きさに気付くかもしれません。

そして、コロナ禍とはいえ中国の影響力は着実に拡大し続け、コロナが終息する頃には、日本国内においてもその影響力を十分に感じられることでしょう。

（執筆者連絡先）

MAZARS CHINA/JAPAN

Japan Desk Partner

望月一央（公認会計士）

8TH FLOOR, ONE LUJIAZUI, 68 MIDDLE YIN CHENG ROAD, SHANGHAI, CHINA, 200120

TEL : (+86) 21 6168 1088

Email : kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

**景気回復と経済政策の変化**

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
調査部
主任研究員 細尾 忠生

1. 経済情勢のめまぐるしい変化

中国では、新型コロナウイルスの感染拡大が抑制され、経済活動の段階的な再開が続いている。これにともない、一時は深刻な落ち込みを見せ、先行きに強い懸念をもたらしていた景気情勢は、当初、心配されていたのと比べ予想外に堅調な回復を示している。

また、景気回復を受け、経済政策にもこのところ変化がみられる。春先には、経済政策は非常時モードとなり、2020 年 5 月に開催された全国人民代表大会で内需刺激策が相次ぎ決定されたほか、同時期に、内需拡大方針を示す「内循環」論が提唱され、中国経済を象徴するキーワードとして、多くの専門家の注目を集めた。

しかし、このところの景気回復を受け、最近の重要会議では、これ以上追加の内需刺激策を行わない方針が示唆された。そうした中、米中対立の高まりに対処する必要もあり、「内循環」の政治的な意味合いにも変化がみられる。本稿ではこうした中国の経済政策を整理する。

2. 経済政策の歳時記**(1) 全国人民代表大会が起点**

まず、中国の経済政策関連の重要会議の日程、いわば政策歳時記を整理する（図表 1）。

毎年、党や国務院の政策の起点になるのは、周知のとおり全国人民代表大会（全人代）である。また、全人代の審議内容は、前年秋から開催された様々な会議体の議論の集大成である。すなわち、予算案、法律案、活動報告案は、各会議体で積み重ねられた議論を踏まえ、1～2 月に党政治局会議や国務院常務会議で承認されたものである。また、政策の各論は、前年末～1 月に開催された各種「工作会议」で取りまとめられたものである。

(2) 7 月の政治局会議

経済政策面で、全人代の後に注目されるのが、4 月下旬に開催される党中央の政治局会議である。この会議で最新の景気認識とそれに基づく経済政策の運営方針が示されるためである。

政治局会議は日常的に開催されるが、経済政策が審議されるのは、4、7、10、12 月である。特に重要なのが 7、12 月であり、いずれも、向こう半年程度の経済政策の運営方針が議論され、その中間の 4、10 月の政治局会議で、景気認識や政策方針が微調整されている。

特に、7 月の政治局会議では、前半の経済を総括し、年後半の政策方針が議論される。年末の中央経済工作会议で翌年の経済政策の運営方針が決定されるが、経済情勢は日々刻々と変化するため、半年経過すれば、景気認識や政策方針を改める必要が出てくるのは自然なことであろう。このため、多くの省区市で、7 月政治局会議の経済政策審議に合わせ、「年央経済工作会议」や「経済情勢座談会」が相次いで開催される。また、7 月政治局会議の直前に、企業家や党外の名士・専門家（「党外人士」）と経済に関する座談会が毎年定期的に開催され、総書記が重要演説を行うことが慣例になっている。

(3) 秋～中央経済工作会議

秋になると、通例では年に一度の党中央委員会の総会が開催される。秋の総会に向けた事前調整のヤマ場に位置付けられるのが、8 月に開かれる北戴河会議である。もっとも、今年については、北戴河会議を待たずに 7 月政治局会議において、10 月に五中総会を開催、次期 5 カ年計画に加え、2035 年までの 15 年計画の審議を行うことが早々に決定され、話題となった。

秋の総会と前後し、上述のとおり 10 月政治局会議で、景気認識と経済政策の微調整が行われる。さらに、12 月政治局会議での議論を踏まえ、年末に中央経済工作会議が開催される。以上が中国の政策歳時記である。

図表 1. 中国の政治日程（経済政策関連）

開催時期	名 称	審 議 内 容
12～1月	各分野の工作会議(中央、全国)	各政策分野における新年の政策運営方針の決定
	党政治局会議、國務院常務會議	全人代の審議に向けた意見集約・審議内容の決定
3月	全人代	党中央、國務院の政策の起点
	政協會議	全人代と同時期に開催され、「两会」と称され同格の位置づけ
4月	党政治局會議	景気の現状認識、年央までの経済政策の運営方針
7月	企業家・党外人士との座談会	経済政策の重点課題に関する党総書記の施政方針表明
	党政治局會議	景気の現状認識、年後半の経済政策の運営方針
8月	北戴河會議	秋の中央委員会総会に向けた事前調整
秋	中央委員会総会	党の方向性に関する全体的な議論
10月	党政治局會議	景気の現状認識、年末までの経済政策の運営方針
12月	党政治局會議	中央経済工作會議の審議に向けた意見集約・審議内容の決定
	中央経済工作會議	景気の現状認識、翌年の経済政策の運営方針

(出所) MURC 調査部作成

3. 「内循環」が提起された背景

以上の政策歳時記を踏まえながら、「内循環」に関する議論を整理したい。

まず、「内循環」に相当する考え方が最初に提起されたのは、今年 5 月 14 日に開催された党常務委員会における習近平主席の演説であった。当時、文言としては「国内・国際双循環と相互促進の新たな発展の枠組みを構築しなければならない」とされたが、その直前部分で「わが国の超大規模市場の優位性と内需の潜在力を十分生かす」とし、「内循環」論を想起させる内容を提唱した。

同会議は、全人代の直前に開催されたものであったが、公表された議事内容によると、全人代に向けた事前調整の場ではなく、新型コロナ対策を集中審議し、その一環としてコロナ後の景気回復の道筋を議論する文脈で、中国の内需の大きさ、その積極的な活用、内需刺激策を重視する方針を述べたものであった。

その後、5 月 23 日に、「两会」として全人代と同格に位置付けられる全国人民政治協商會議（政協會議）における分科会に習近平主席が出席し、「内循環（国内大循環）」の言葉を用いてより詳細な内容が主張された（図表 2）。

それによると、2 段目で 5 月時点のグローバル経済の低迷や米中対立の高まりに対処する必要性を指摘、それを克服するために 3 段目以降で内需の重要性を主張する内容となっている。その上で、「国内大循環を主体とし、国内・国際双循環と相互促進の新たな発展の枠組みを徐々に形成し、新たな情勢の下、わが国が国際協力・競争に参加する上での新たな優位性を育てなければならない」

と、国内大循環（内循環）を主とし、国内・国際双循環を従とする政策の優先順位が示された。

このように、「内循環」が提唱された当初は、グローバル経済の深刻な落ち込みへの対処として、積極的な内需拡大方針を示すことに重点が置かれていた。

図表 2. 習主席演説の概要（政治協商会議（5 月））

内需を強調、国内大循環主体の枠組みを形成
わが国経済は現在、発展パターンを変え、経済構造の最適化を図り、成長の原動力を転換する難しい問題に取り組む時期にあり、経済発展の見通しは良いが、構造的、体制的、周期的問題が交錯する困難と挑戦（試練）に直面し、さらに新型コロナウイルス肺炎による打撃も加わり、比較的大きな圧力に直面している
我々はまた世界経済の深い衰退、国際貿易・投資の大幅な縮小、国際金融市場の動揺、国際的行き来の制限、経済グローバル化の後戻り、一部の国の保護主義と一国主義、地政学的リスクの高まりなど不利な局面に直面しており、これまで以上に不安定、不確実の世界の中で、わが国の発展を探らなければならない
わが国経済の潜在力が十分で、強じん性があり、工夫の余地が大きく、政策手段が多くあるという基本的特徴が変わっていないことを見て取らなければならない
わが国には世界で最も整った、最も規模の大きな工業体系と強大な生産能力、整った付帯能力があり、1 億余りの市場主体と高等教育を受けた、あるいは各種専門技術を身に着けた 1.7 億人余りの人材があり、さらに 4 億人余りの中間所得層を含む 14 億の人口によって形成される超大規模な内需市場がある
現在、新型の工業化、情報化、都市化、農業近代化が急速に発展する段階にあり、投資需要の潜在力が極めて大きい
未来に目を向ければ、われわれは国内需要を満たすことを発展の出発点と帰結点とし、整った内需体系の構築を加速し、技術革新とその他各方面のイノベーションを大いに推進し、デジタル経済、インテリジェント製造、生命健康、新素材などの戦略的新興産業の推進を加速し、より多くの新たな成長のポイントと成長の極を形成し、生産、分配、流通、消費の各段階のつながりに力を入れる
国内大循環を主体とし、国内・国際双循環と相互促進の新たな発展の枠組みを徐々に形成し、新たな情勢の下わが国が国際協力・競争に参加する上での新たな優位性を育てなければならない

（出所）新華社、訳出は日刊中国通信による

4. 経済情勢の好転

（1）内需の回復

もっとも、その後、経済情勢は予想以上の回復を示している。

まず、中国国内では、新型コロナウイルスの感染抑制に成功し、経済活動が段階的に再開されたことにともない、企業の生産活動が回復、景気支援策にともなうインフラ投資や不動産開発投資が回復の動きを後押しした。

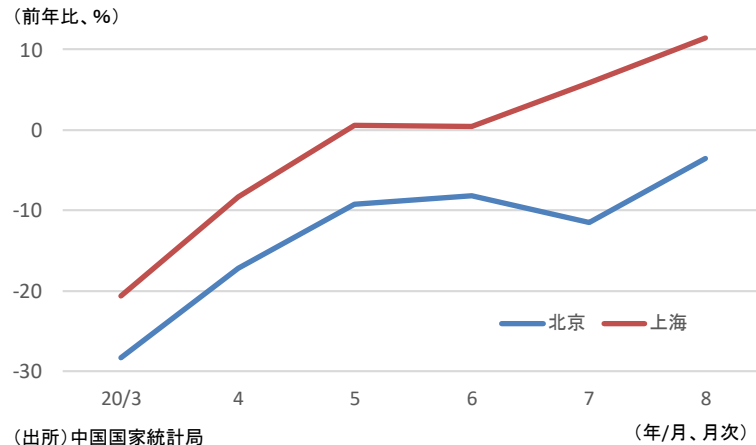
個人消費については、雇用回復の遅れなどから、生産や投資と比べ回復が遅れていると指摘されることが多い。しかし、中国にとどまらずグローバルな景気回復は、感染拡大が春と比べずいぶん落ち着き、経済活動の段階的再開が進んできた結果によるものである。

先行き、例えば来年 2021 年になれば、中国にとどまらず日米欧の各地域で、雇用回復の遅れが個人消費の抑制要因になるリスクが可能性としては考えられる。もっとも、足元の消費回復は、あくまで経済活動の再開にともなうものであり、雇用回復の遅れが影響するような段階にはまだ至っていないとみられる。

実際、中国の小売売上高を地域別にみると、経済構造や所得水準、人口当たりの感染者数がほぼ等しい北京と上海で回復ペースが異なる（図表 3）。上海では改善の動きが持続し、消費がいよいよ本格回復に至りつつあるが、北京では 6 月にクラスターが発生、再度のミニ・ロックダウン

に至ったため、7 月にかけて回復の動きが足踏みしたことが、両市の消費回復ペースに影響したことが読み取れる。北京のように消費の回復が遅れている地域でも、感染の再拡大を現状のまま抑制できれば、中国全体の消費回復ペースの加速が見込まれよう。

図表 3. 小売売上高 (地域別)

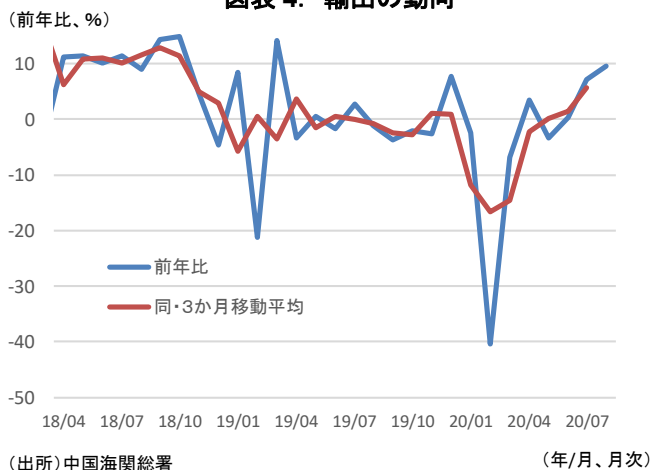


(2) 外需の回復

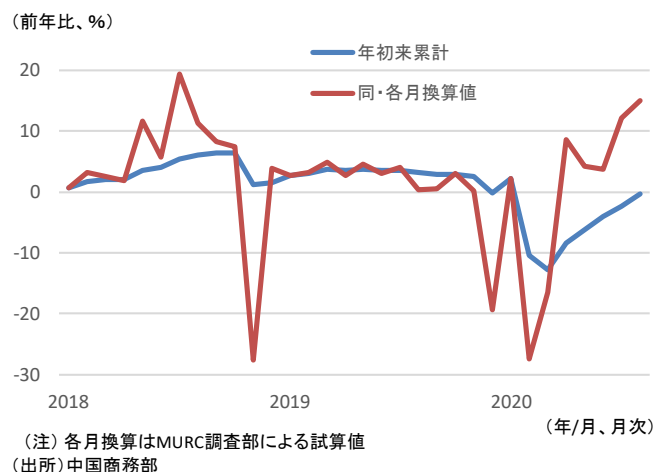
また、習近平主席が「内循環」を提唱する契機となった世界経済の低迷にも、予想以上に早期に歯止めがかかり始めた。中国の輸出は、今年 2 月には前年同月比 40% 減少したが、その後は 6 月から 3 カ月連続で増加し、直近 8 月には同 9.5% 増とおよそ 2 年ぶりのペースに加速した (図表 4)。欧米主要国が中国に続き新型コロナ感染拡大の抑制に成功し、中国に 1 四半期程度遅れながらも、経済活動の再開にともない順調な景気回復を示したことによる。

また、海外経済の回復にともない、一時は急減した外国企業による中国への直接投資も足元で急回復している (図表 5)。外国企業の対中投資は、米中対立やサプライチェーンの見直しの影響が避けられないとみられたが、中国市場の重要性が一段と高まっていることもあり、実際には外国企業は中国投資を維持していることが示されたといえる。

図表 4. 輸出の動向



図表 5. 対内直接投資の受入金額



5. 景気回復にともなう経済政策の変化

(1) 企業家・党外人士との座談会 ～「内循環」論の変化

こうした経済情勢の好転を踏まえ、党中央による経済政策の運営方針にも修正がみられる。

まず、7 月 21 日に開催された企業家・党外人士との座談会での習主席演説は、5 月の政協会議

の演説と比べ、世界経済の低迷を懸念する文脈が大幅に削除され、国内大循環を主体とすべきとの主張が前面に出た内容であった。同時に、国内大循環を主体とすることは、「決して門戸を閉じて閉鎖して行うのではなく」とし、閉鎖経済を志向しないとの文言も新たに挿入された(図表 6)。

景気回復に転じた中、当初、積極的な内需刺激策を重視する考え方として提唱された「内循環」の重要性を後退させず、むしろ一段と強調するようになった背景には、米中摩擦の高まりがあったと推察できる。とりわけ 7 月は、香港国家安全維持法(中華人民共和国香港特別行政区国家安全維持法)の施行を契機に、米中間の緊張が一段と高まった時期であった。

端的に言えば、米中対立において安易な妥協を排し、場合によっては米中経済のデカップリングも辞さずとの強硬姿勢を、主に国内向けに発信したものであったと評価できよう。

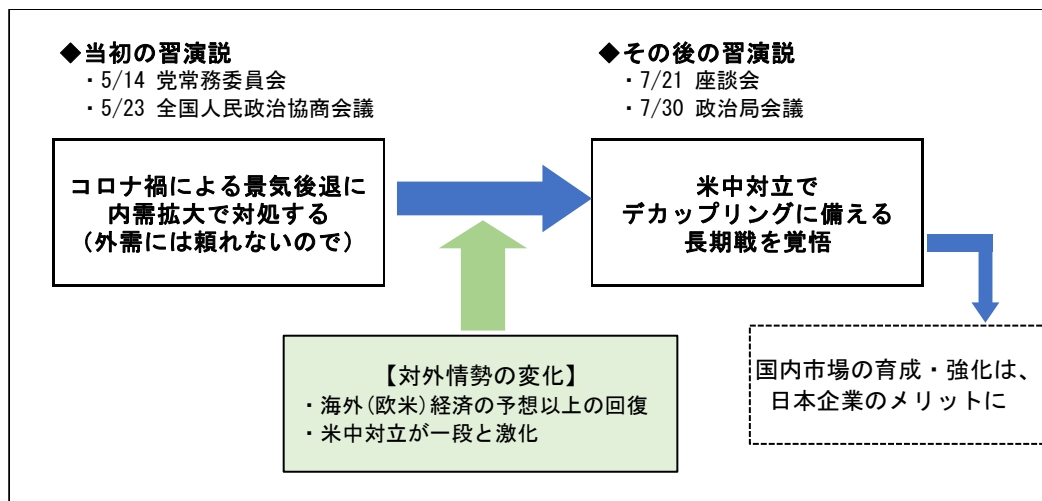
すなわち、今年に入り中国が提起した「内循環」論は、当初こそ、内需拡大の重要性を主張していたが、景気の堅調な回復とともに、米中対立における、長期戦も辞さない姿勢を示すものへと、政治的な文脈やニュアンスが短期間のうちに変化していったとみられる(図表 7)。

図表 6. 習主席演説の概要(企業家・党外人士との座談会(7 月))

国内大循環を主体に
保護主義が高まり、世界経済が低迷し、世界市場が不振という外部環境の下、我々は力を集中し自らのことをしっかりやり、国内の超大規模市場の優位性を十分生かし、国内大循環を主体とし、国内・国際二つの循環が互いに促す新たな発展の枠組みを徐々に形成し、産業チェーン・供給チェーンの近代化水準を高め、科学技術イノベーションに力を入れて推進し、基幹コア技術の攻略を加速し、将来の発展の新たな優位性を築かなければならない。
国内大循環を主体とするのは、決して門戸を閉じて閉鎖して行うのではなく、内需の潜在力を生かし、国内市场と国際市場をより一層結び付け、国際・国内二つの市場、二つの資源をよりよく利用し、より強じんて持続可能な発展を実現するものである

(出所) 新華社、訳出は日刊中国通信による

図表 7. 「内循環」の位置付けの変化



(出所) MURC 調査部作成

(2) 7 月政治局会議

また、7 月 30 日に開催された政治局会議では、定例の経済政策審議とは別に、まず、10 月に五中総会を開催し、次期 5 カ年計画と 2035 年までの長期計画を策定することが決定された。

定例の経済政策審議では、冒頭で次期 5 カ年計画について、習近平思想はじめ党綱領に規定された重要思想に基づき策定するとしたほか、「六つの安定」、「六つの保障」という最近の定型句を

通じ、現行の景気支援策を継続する方針が示された。

一方、当面の財政金融政策について、4 月政治局会議における表現と比べ、積極策を示唆する文言が省略され、さらなる追加支援策には消極的な姿勢が明確にされた。こうした方針は、その後開催された国務院の常務会議や中国人民銀行の政策決定会合でも踏襲された。

焦点の「内循環」については、上述の企業家・党外人士との座談会での習主席演説を踏まえ、「我々が遭遇している多くの問題は中長期のもので、持久戦の角度から認識し」と、新しい前置き文を挿入することで、景気支援とは異なる新たな政治的ニュアンスを盛り込み、「国内大循環を主体とし、国内・国際の二重循環が相互に促進する新たな発展の枠組みの形成を加速する」方針が明記されており、「内循環」論の位置付けの変化がみられる（図表 8）。

図表 8. 政治局会議（7 月、概要）

下半期の経済運営方針
第14次5カ年計画期（2021～25年）を、「習近平の新時代の中国の特色ある社会主義思想」等に基づき策定する
「六つの安定」（雇用、金融、貿易、外資、投資、予想）に取り組み、「六つの保障」（雇用、基本的民生、市場主体、食糧・エネルギー安全、産業チェーン・供給チェーン安定、末端運営）を実行するために、マクロ政策の対応度を高める
我々が遭遇している多くの問題は中長期のもので、持久戦の角度から認識し、国内大循環を主体とし、国内・国際の二重循環が相互に促進する新たな発展の枠組みの形成を加速する
財政政策をより積極的に生かし、実効を重視しなければならない。重大プロジェクトの建設資金を保証し、質と効果を重視しなければならない。金融政策をより一層柔軟かつ適切に正しい方向へ進めなければならない
感染症の常態化予防抑制に力を入れ、常態化予防抑制の仕組みを整え、医療衛生物資の備蓄に力を入れ、感染症予防抑制の国際協力を強化し、実際の行動で人類衛生健康共同体の構築を推進する

（出所）新華社、訳出は日刊中国通信による

6. 日本企業に吹く追い風

日本企業にとって重要な点は、「内循環」論が米中経済のデカップリングも辞せずとの姿勢を強く打ち出しているため、従来から重視されてきた国内市場の育成・強化策が、次期 5 カ年計画や新たな 15 年計画で一段と重視されるようになるとみられることである。

例えば、自動車業界では、ハイブリッド車や燃料電池車など日本企業が技術的優位を持つ分野で、産業育成策や市場促進策が強化されるとみられるほか、介護サービスの分野でも日本企業の参入余地が一段と高まることなどが期待される。

今秋の五中総会から、中央経済工作会議等の年末・年明けの各会議体での議論を経て、新計画が決定される来春の全人代にかけて、各業種分野において、新たな市場育成方針が示されるとみられ、日本企業は新たな商機をにらんだ戦略的な対応が求められることになる。

以上

（執筆者連絡先）

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail : hosoo@muc.jp ホームページ : <https://www.muc.jp>



人民元レポート

元高抑制策への警戒感が強まる

三菱UFJ銀行

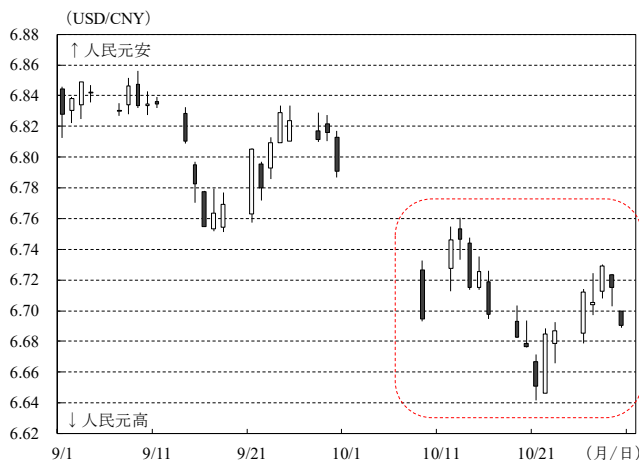
グローバルマーケットリサーチ

リサーチアシスタント 栗田 大地

10 月のレビュー

10 月の人民元相場は当局の元高抑制策への警戒感から上げ渋る展開となった。中国本土市場は 10 月 1 日から 8 日まで、国慶節と中秋節に伴う大型連休のため休場だった。連休明け 9 日、人民元（対ドル相場）は 6.7264 で寄り付くと、年初来高値を更新する上昇をみせた。だが、10 日に中国人民銀行が金融機関による一部フォワード取引の際に義務付けていた法定準備金の撤廃を発表すると、当局による元高抑制策への警戒感が強まり、人民元相場はやや軟調となった。もっとも、その後当局が積極的な元安誘導を打ち出さなかったことから、人民元相場は再び上昇に転じ、21 日には 2 年 3 ヶ月ぶりとなる高値 6.6414 まで上昇する場面がみられた（第 2 図）。しかし、22 日に当局が適格国内機関投資家（QDII）に対し、100 億ドルの外国証券投資の追加枠を付与する方針が報じられると人民元相場は反落し、緩やかな元安方向の値動きとなった。27 日には中国外貨取引センター（CFETS）が人民元基準値の設定基準からのカウンター・シクリカル・ファクターの利用停止を公表したこともあり、月末にかけても人民元はやや軟調な推移となっている。

第 1 図：人民元対ドル相場（日足、9 月 1 日～）



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第 2 図：人民元対ドル相場（月足、18 年 1 月～）



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

当局はフォワード取引に関する規制を変更

今月に入り、当局は元高に対する調整の動きをみせている（第 3 図）。中国人民銀行は 10 日、為替フォワード取引を通じた顧客向けの外貨購入の際、金融機関に義務付けていた決済額の 20% 相当の準備金預け入れのルール撤廃を発表した。準備金のルールは、2018 年の人民元下落局面に際し、人民元対ドル相場が節目の 1 ドル＝7 人民元に接近したことを受け、人民元安抑制のために導入された。今回の措置により、人民元ショートのコストが実質的に低下することから、当面、人民元の先高観が一定程度後退し、人民元相場が元安方向に振れやすくなるとみられる。他方、人民銀行は

声明で、為替相場の柔軟性を維持しつつ、人民元相場を適正かつバランスの取れた水準で安定させることを目指すと表明している。そのため、当局が大幅な人民元安誘導へと舵を切ったとまではみられていない。多少人民元安に振れやすくなるにせよ、急激に人民元安が進行することは見込みにくい。

日次の人民元基準値設定モデルを変更

また 27 日には、中国人民銀行傘下の CFETS が毎営業日公表される人民元基準値の報告銀行の一部に関し、最近、基準値設定のモデルを変更し、調整措置として組み込まれているカウンター・シクリカル・ファクター (CCF) の利用を停止していることを公表した。CCF は 2017 年 5 月の元安進行時に元安と資本流出を抑制するために導入された経緯がある。その後、人民元相場の反発を受け 2018 年 1 月に利用が停止されたものの、米中対立を背景に同年 8 月に再び導入されていた。CCF は通貨安圧力を緩和するための措置となっていたことから、今回の設定モデル変更は人民元の下落容認につながると受け止められ、人民元相場はやや元安方向に振れる展開となった。もっとも、今回の変更は、ここもとの人民元高へのけん制の意味合いはあるにせよ、当局が強力に人民元安誘導に傾斜したというより、人民元相場の上下双方への変動余地を許容する方向の動きとしてとらえられる。当局による動きは、元高けん制の意図が窺われるものの、人民元国際化を促すための為替市場の自由化に向けた大きな流れの一環として位置づけられるとみる。

第 3 図：当局による元安・元高抑制策と人民元対ドル相場の推移



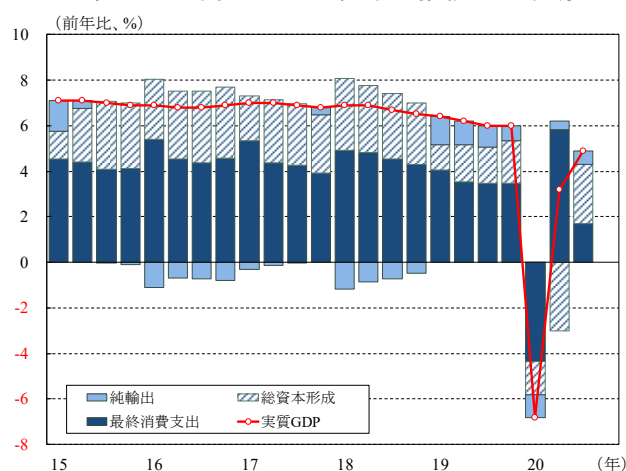
(資料) Bloomberg、各種報道より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第 3 四半期 GDP：経済の回復が加速

一方、経済指標をみると、中国経済は引き続き堅調な回復基調を維持していることが示唆されている。注目された 7-9 月期 GDP 成長率は、前年同期比 +4.9% となり、4-6 期の同 +3.2% から経済の回復が加速した形となった (第 4 図)。コロナ危機による経済悪化後、当局による財政支援もあり、輸出がけん引役となって中国経済は回復基調が継続している。もっとも、回復のペースは業種ごとにまだら模様となっており、例えば第 3 次産業は回復が鈍い (第 5 図)。消費回復ペースの行方など、懸念材料は燦々たるものの、今月公表の IMF 世界経済見通し (WEO) でも、中国の 2020 年成長率を前年比 +1.9% に上方修正しており、主要国の中で唯一のプラス成長を見込んでいる。中国人民銀行の

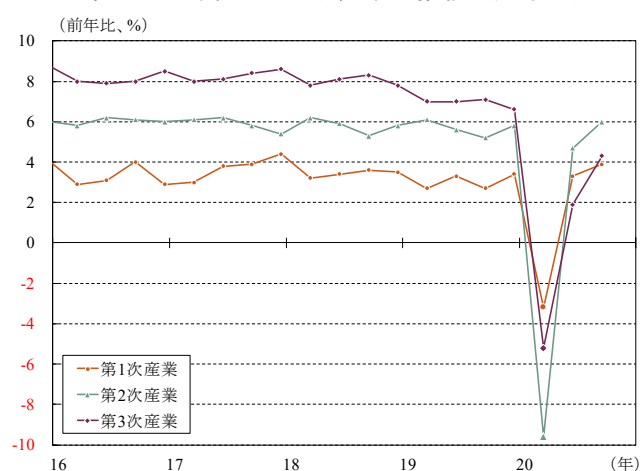
易綱総裁も 18 日の G30 主催オンライン会議で、今年の GDP 成長率が 2%前後に達すると述べており、年末にかけても回復継続が見込まれる。

第 4 図：中国 GDP 成長率の推移（四半期）



(資料) 国家統計局より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第 5 図：中国 GDP 成長率の推移（産業別）



(資料) 国家統計局より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

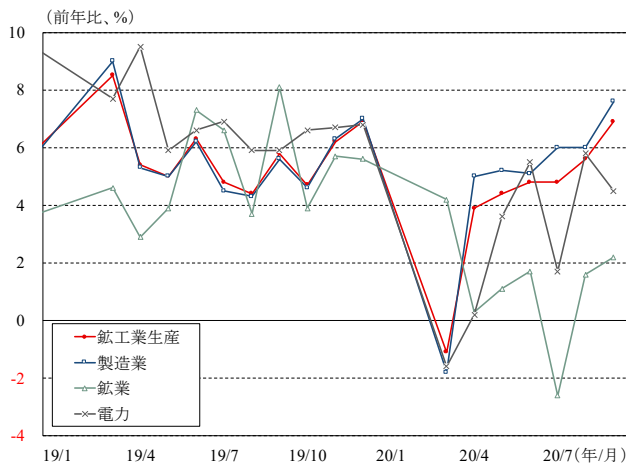
9 月鉱工業生産：堅調な回復基調を維持

また、9 月分の経済指標では、生産、消費の両面で中国経済の堅調な回復が確認されている。9 月の鉱工業生産は、前年比+6.9%と前月（同+5.6%）から一段の回復を示した（第 6 図）。鉱工業生産は 4 月以降、前年比のプラス幅が拡大傾向にあり、新型コロナ感染拡大による落ち込みからの回復が鮮明となっている。部門別には、鉱業が同+2.2%とやや伸び悩んでいるものの、製造業は同+7.6%と回復をけん引したほか、電力も同+4.5%と各部門とも回復基調が続いている。生産サイドについては、積極的な財政政策による効果もあり、引き続き堅調さを維持していると評価できよう。

9 月小売売上高：消費の回復ペースはやや鈍い

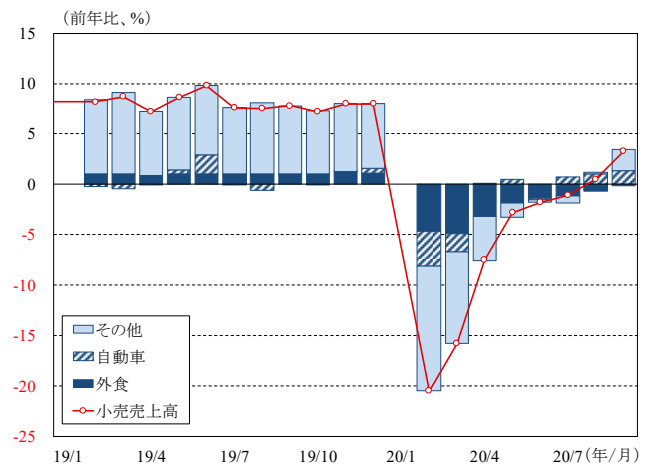
一方、消費サイドをみると、9 月の小売売上高は、前年比+3.3%と前月の同+0.5%に続いて前年比プラス圏を維持した（第 7 図）。もっとも、コロナ感染防止策の影響もあり、消費の回復ペースは生産サイドに比べ鈍い状況が続いている。品目別には、外食が同▲2.9%と依然マイナス圏ながら前月の同▲7.0%から大きく改善したほか、自動車と同+11.2%と引き続き小売売上高の改善をけん引している形だ。一方、外出規制の緩和を受け、これまで巣籠り需要から大幅な上昇をみせていた通信機器は同▲4.6%と前月（同+25.1%）から大きく落ち込んでいるほか、逆にオフィス用品は同+12.2%と大きく伸ばしている。コロナ感染の再拡大に対する警戒感が依然残るものの、経済活動再開を受けて、消費サイドもやや持ち直しの動きを強めはじめています。公共投資への期待感から商用車の販売台数が伸びているほか、地方政府による購入補助金もあり、今後も自動車販売の堅調さが続くと思われることに加え、制限緩和を受け娯楽施設や大型の商用施設も活況を取り戻している。年末にかけて、一段と改善基調が強まるか注目される。

第 6 図：鉱工業生産の推移



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第 7 図：小売売上高の推移



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

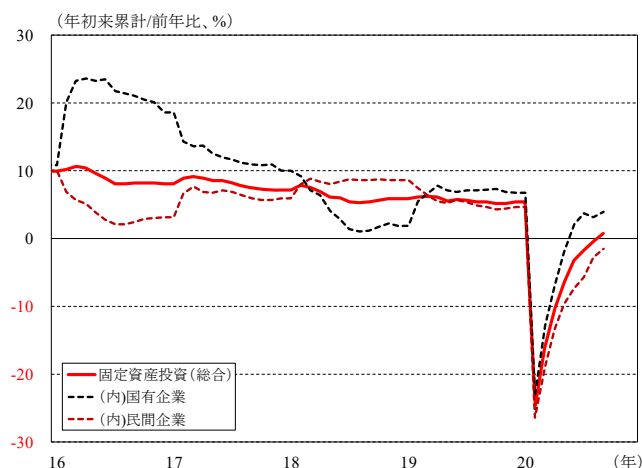
9 月固定資産投資：前年比プラスに転じる

1-9 月の累計固定資産投資は前年同期比+0.8%とコロナ危機に伴う落ち込み以降、初めて前年比プラス圏へと浮上した (第 8 図)。主体別にみると、国有企業が同+4%と堅調な改善基調を辿る一方、民間企業は同▲1.5%と依然マイナス圏で冴えない状況が続いており、改善が国有企業主導となっていることが特筆されよう。産業別には、自動車と同▲16.7%となるなど、製造業の設備投資は同▲6.5%と依然低水準となっている一方、不動産開発投資が同+5.6%と大きく回復しており、投資のけん引役となっていることがみてとれる。

9 月貿易収支：輸出入ともに堅調

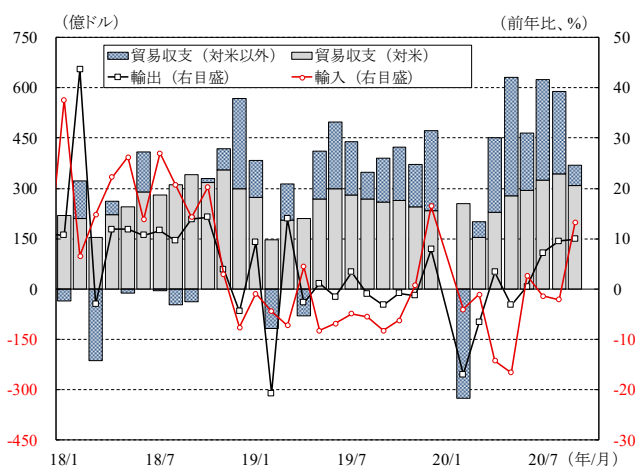
また、9 月貿易収支をみると、370 億ドルの黒字となり、輸出は前年比+9.9%と 4 ヶ月連続で増加、輸入も同+13.2%と 10%を超える伸びとなっている (第 9 図)。輸入の大幅な増加からは、内需の堅調な回復が示唆される。また、対米輸出は同+20.5%、対米輸入は同+25.0%となり、対米貿易収支は 308 億ドルの黒字を記録している。輸出が堅調さを維持する一方、足もとで輸入も急速な改善を示している。このところの経済指標では、おおむね堅調な中国経済の回復が示唆されており、中国景気の先行き懸念後退を通じて人民元相場の支えとなっている。

第 8 図：中国固定資産投資の推移



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第 9 図：中国貿易収支の推移



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

11 月の見通し：目先、人民元相場は上値の重い展開を見込む

注目された第 3 四半期 GDP がやや市場予想を下回ったものの、中国経済は引き続き堅調な回復基調を維持している。また、五中全会では、2025 年までの 5 ヶ年計画で、より質の高い成長に重点をおきつつ、持続的な発展を達成する方針が示されたほか、2035 年までに 1 人当たり GDP を準先進国並みの水準まで押し上げることを目指すと報じられている。人民元相場については、通貨バスケットベースでも 95 前後まで上昇しており、相当程度元高が進んでいる格好だ (第 10 図)。そうした中、特に大型連休明け以降、市場では当局による政策変更の敏感に反応する傾向がみられ、足もとで人民元相場はやや元安方向に振れる展開となっている。11 月 3 日には米大統領選挙を控えるほか、欧米中心にコロナ感染の再拡大が続く中、政治情勢や外部環境の悪化も意識されやすく、来月も市場のリスク回避姿勢が強まりやすい展開が想定されよう。また、人民元基準値の設定をみる限りでは、当局による強力な元安誘導スタンスは窺われていないものの (第 11 図)、人民元相場は引き続き高値圏での値動きとなっていることから、当局による元高抑制策強化への警戒感が強まる場面では、人民元相場は上値の重い展開を余儀なくされると見込む。

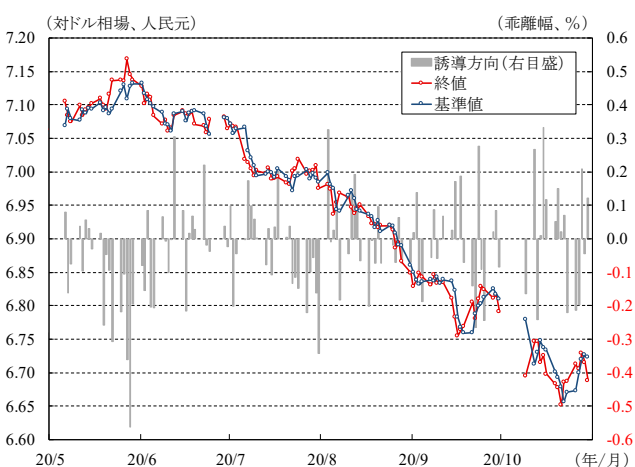
第 10 図：CFETS 人民元指数と人民元対ドル相場



(注) CFETS 人民元指数は人民元の名目実効為替率を示す。図表は CFETS が公表する各通貨基準レートと通貨バスケット構成ウェイトに基づき日次で作成。

(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第 11 図：人民元基準値と前日終値との差



(注) 誘導方向は前日終値と基準値との乖離を示す。

(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

予想レンジ

	11 月～12 月	21 年 1 月～3 月	4 月～6 月	7 月～9 月
USD/CNY	6.50～6.90	6.50～6.85	6.45～6.80	6.45～6.80
CNY/JPY	14.9～15.8	14.7～15.7	14.5～15.6	14.3～15.5

予想レンジは四半期中を通じた高値と安値の予想

(2020 年 10 月 30 日)

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ

リサーチアシスタント 栗田 大地

Tel : 03-6214-4149 E-mail : daichi_kurita@mufg.jp

**税務会計:新型コロナウイルス感染症に伴う国境を跨ぐ人員派遣に関する税務上の検討事項**

KPMG中国
税務パートナー
陳蔚

2020 年、新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という）の拡大に伴い、中国と外国間との渡航制限などの措置により、日本から中国に出向した日本国籍の個人が日本に一時帰国した後、中国に渡航できなくなり、中国外での滞在が長引く場合が出てきている。それにより国境を跨ぐ勤務者の勤務地が一時的に変更され、中国での個人所得税納付方法に影響が出たり、中国及び日本（またはその他の国と地域）における個人所得税の二重課税や恒久的施設（以下「PE」という）などの税務問題が生じる可能性がある。

本稿では、事例を通じて、COVID-19 の影響により国境を跨ぐ勤務者が直面しうる中国税務の問題を検討する。

事例その 1：外国籍出向者が日本で長期滞在する場合

日本国籍 A さんは中国現地会社に出向し、出向期間において中国現地会社での職位のみを有し、給与全額は中国企業が負担している。2020 年 1 月 31 日に A さんは日本に一時帰国したが、渡航制限により 9 月末時点まで中国の職場に復帰できなかった。日本での滞在期間中、在宅勤務により中国企業のために働き、2020 年における日本での居住日数が 183 日を超えることとなった。

まず、当該日本国籍個人は日本に長期滞在することにより、日本での個人所得税の納税義務及び PE 課税が生じる可能性があり、日本税務の専門家に意見を求めることをお勧めする。

一方、本事例における中国個人所得税の分析は下記のとおりである。

● 外国人に対する中国税務上の居住者と非居住者の判断基準

改正後の「中華人民共和国個人所得税法」及び「中華人民共和国個人所得税法实施条例」（以下、「新個人所得税法」という）は 2019 年 1 月 1 日に正式に施行された。新個人所得税法によると、居住者と非居住者の個人所得税の課税方式が異なるので、ステータス転換により過少納付、若しくは過大納付の問題が生じる。

居住者：中国に習慣的に居住する住所を有しないが、一暦年内に中国国内で累計して 183 日以上滞在する外国人。

非居住者：中国に住所を有せずかつ一暦年内に中国国内で累計して 183 日未満滞在する外国人。

● 居住者と非居住者の中国個人所得税の課税方式の違い

居住者が取得した総合所得（給与所得、役務報酬、原稿料、ロイヤルティー）に関して、年間所得による税率表に基づき個人所得税を計算し、かつ月次予納、年末確定申告方式を採用する。

非居住者が取得した総合所得に関して、月次所得による税率表に基づき個人所得税を計算し、月次の確定申告を行う。非居住者は通常年末確定申告を行う必要がない。

● 居住者・非居住者のステータス転換による中国個人所得税の納税額への影響

日本国籍の出向者は中国国内において習慣的な永久住所を有しないため、中国での滞在日数によって税務上における居住者のステータスを判断する。一納税年度内において中国国内に滞在する日数が累計 183 日未満である場合、日本国籍の出向者は非居住者と判定される。

各年度の年初における月次申告の時点において、住所を有しない個人の実際の居住日数はまだ不明確である。よって、実務上、当年度の中国居住日数を見積もって居住者若しくは非居住者であるかを事前判断した上で、対応する課税方式で個人所得税を計算し納付することが一般的である。

一方、中国での滞在日数により居住者・非居住者のステータス転換が生じる場合、財政部・税務総局公告 2019 年第 35 号によると、下記のとおり対応する必要がある。

予測の状況	実際の状況	対応方法
非居住者	居住者	非居住者として月次申告している外国籍個人が、中国における滞在期間の延長により居住者となった場合、月次申告の方法を変更せずに、帰国前または翌年の 3 月 1 日～6 月 30 日において、居住者のステータスに従って確定申告を実施し、個人所得税の税額を調整しなければならない。
居住者	非居住者	居住者として月次申告している外国籍個人が、実際の状況により非居住者になった場合、居住者の条件を満たさなくなった日（中国での居住日数が 183 日未満であると判明できる日）から納税年度終了後 15 日までの期間において、主管税務機関に報告し、個人所得税の税額を再計算し、調整する。税額の過大納付分に対し還付を申請し、不足納付額を追納する。なお、追納する場合、延滞金が生じない。

事例その 1 に対する中国税務の分析

事例その 1 において、A さんは 2019 年度に居住者のステータスに従って中国個人所得税を申告・納付していた。2020 年 1 月の時点で、2020 年も居住者であると事前判断していたので、2020 年 1 月から 9 月までの月次源泉納税において 2019 年と同様に居住者ステータスに基づく納税処理をした。その後、COVID-19 の影響により日本に滞在し、結局 A さんは 2020 年において中国で非居住者であることが判明した。よって、A さんは納税年度終了後 15 日（2021 年 1 月 15 日）までに、中国の雇用主の主管税務機関に報告し、居住者から非居住者へのステータス転換手続きを行い、納付税額を修正申告する必要がある。

● 雇用関係の調整と注意事項

COVID-19 の流行期間における実際の勤務形式、在宅勤務やリモートワークの可能性を考え、出向元企業と出向先企業が出向者の派遣協定を見直す必要がある。例えば、日本に長期滞在する出向者を日本に帰任させる、または日本滞在の間に日本の職務を与え、渡航制限解除後に出張ベースで中国での業務を履行するなどである。

上記のとおり、外国籍個人の中国個人所得税の納税義務と納税方式は、雇用関係、給与の負担者、中国での居住日数、勤務期間と関係している。よって、出向者の派遣協定を見直す場合、雇用契約、給与の負担、出向者の入国ビザ、納税申告などの観点を検討し、人員配置計画に必要な調整を行うべきである。

事例その 2：外国企業の従業員が在宅勤務により中国で長期滞在する場合

B さんは、日系の香港現地会社の従業員である。COVID-19 の影響で 2020 年 3 月 30 日から中国の自宅での在宅勤務が継続し、9 月末まで中国に 183 日以上滞在することとなった。中国で長期滞在期間中に、B さんは雇用主である日系の香港現地会社のために働いていた。

上記事例のように、B さんは外国企業の従業員として、外国雇用主のために働き、かつ中国で長期滞在した期間が 183 日を超えた場合、その外国企業は中国で PE を有することとなり、中国での納税義務が生じるかを検討する必要がある。

● COVID-19 の影響による中国での PE 問題の判断基準

経済協力開発機構（以下「OECD」という）は、2020 年 4 月に「租税条約と新型コロナウイルス感染症による危機の税務上の影響を検討する分析結果」を発表した。当該 OECD のガイダンスは、国境を跨ぐ従業員の税務ステータスに及ぼす影響を懸念する多くの納税者にとって参考の価値がある。但し、OECD のガイダンスは、各国に拘束力がなく、各国での PE 課税有無の判断は当該国と地域の税務当局が公布した規定や解釈に準ずる必要がある。

中国国家税务总局は上述の OECD のガイダンスを参考にし、2020 年 8 月 14 日に COVID-19 の防疫措置実行期間の租税条約施行に関する解釈を発表した。当該解釈の主な内容は下記のとおりである。

固定的施設による PE：COVID-19 の影響を受ける期間において、在宅勤務への切り替えは一時的または偶発的な行為に該当するため、この場合の在宅オフィスは「企業がその事業の全部または一部を行っている一定の事業所」に該当せず、PE を構成しないものとする。

建設プロジェクトによる PE：COVID-19 の影響により一時的に停止した建設プロジェクトについて、当該建設プロジェクトの持続期間が租税条約で規定された建設 PE の認定期間要件を満たすかどうかを検証する際に、COVID-19 による影響で完全に停止した期間を控除できる。

非独立代理人による PE：COVID-19 の影響を受ける期間において、在宅勤務に切り替えた個人が中国国内で外国法人である雇用主のために働き、かつ当該雇用主の名義で契約を締結する場合、このような行為は偶発的な場合に該当し、経常的要件を満たさないため、代理人 PE を構成しないものとする。

事例その 2 に対する中国税務の分析

上述の中国国家税务总局の解釈によれば、B さんは中国の自宅で外国雇用主のために働いているが、B さんの在宅勤務は偶発的な行為であり、かつ「企業がその事業の全部または一部を行っている一定の事業所」に該当しないため、PE を構成しないことが明確である。

但し、同中国国家税务总局の解釈は COVID-19 による短期的かつ偶発的な状況のみに適用される。企業は自社の状況に基づき、通常の場合における PE 課税問題に引き続き留意する必要がある。

まとめ

COVID-19 の影響により中国と外国の間に発生しうる個人所得税、PE 課税などの諸税務問題については、まず関連国と地域の関連法令を理解し、COVID-19 の流行期間中に特別な税務ガイダンスが公布されたかどうかを留意する必要がある。次に、発生しうる関連の税務課題を識別し、適切な対応策を取ることが望ましい。例えば、下記の課題と対応策が考えられる。

- 従業員のいる場所や安否を把握した上で、従業員の帰任または兼任を考えながら人員派遣手配

を調整する必要があるか。関連の派遣（出向）契約または労働契約をどう修正すべきか。

- 通常の勤務地と異なる国または地域での長期滞在により、現地での個人所得税の納付義務が生じるか。関連の申告・納付方法を把握しているか。
- 雇用地と滞在地でそれぞれ課税を受けることにより、個人所得税の二重課税の問題が生じるか、二重課税を解消し低減する方法があるのか。
- 従業員の異なる国と地域での長期滞在により、PE を構成するリスクがあるか、ある場合、PE 課税問題を如何に対応するか。
- COVID-19 の影響による追加の税金費用は誰が負担するか。

上記の課題を適切に解決するために、企業と個人は必要に応じて、関連国と地域の税務専門家のサポートを求めることが考えられる。

（執筆者連絡先）

KPMG 中国

税務パートナー

陳蔚（Vivian Chen）

中国深圳市南山区科苑南路 2666 号 15F

Tel : +86-755-2547-1198 E-mail : vivian.w.chen@kpmg.com

**法務: 民法典「契約編」が中国契約関連法令にもたらす変革と企業において注目すべき要点**

北京市金杜法律事務所
パートナー弁護士 劉新宇

I はじめに

1950 年代における起草開始から 60 余年¹ を経た 2020 年 5 月 28 日、中国民法典が第 13 期中国全人代第 3 回会議においてようやく可決され、2021 年 1 月 1 日より施行されることとなった。それに伴い、これまで中国の民事基本法として機能してきた民法総則、民法通則、契約法、担保法、物権法、権利侵害責任法、婚姻法、相続法、養子縁組法等の各法は廃止される。これら各法を取りまとめた集大成として編纂され、中国法上初めて「法典」の名が付されたこの民法典は、「総則編」「物権編」「契約編」「人格権編」「婚姻家庭編」「相続編」「権利侵害責任編」、これら 7 つの章により構成されるが、これらのうち、企業との関連性が最も高いのは「契約編」であると思われる。そこで、本稿においては、この契約編が企業にもたらす変化や影響について考察してみるものとした。

II 民法典契約編体系の全般的な変化

従来の「契約法」と比較して、民法典「契約編」には主に次のような変化が見受けられる。

1. 体系の調整

中華人民共和国「契約法」² は、総則・分則・付則の 3 つからなる体系であるのに対し、「契約編」は、総則・典型的契約・準契約の 3 つに分編されている。このうち「準契約」は、民法典において初めて導入された概念であるが、従来の「民法総則」に定められていた事務管理及び不当利得がその基本的な内容をなす。なお、無効な契約等に関する「契約法」の規定は、「契約編」ではなく、民事法律行為に関する規定として「総則編」に定められた。

2. 適用範囲の拡大

「契約法」は、婚姻や養子縁組などの人的関係に関連する契約³ を適用対象から完全に除外しているが、民法典 464 条は、その他関連法令に規定がない場合には「契約編」の規定を準用する旨を定め、「契約編」の適用対象を「契約法」よりも拡大した。

3. 典型契約の追加

従来の「契約法」が 15 類型の典型契約を定めていたところ、「契約編」は、社会の発展に応じて「保証契約」（従来は「担保法」⁴ において規定）、「ファクタリング契約」、「物業サービス契約」及び「パートナーシップ契約」の 4 類型を加え、計 19 類型とした。また、「契約法」における「仲立（中国語「居間」）」契約との名称が、より簡明な「仲介（中国語「中介」）」契約へと改められた。

¹ 新中国の成立後、民法典の起草は 1954 年に始まり、1956 年 12 月には民法典（草案）が公表され、その後何度も民法典の制定が試みられたが、いずれもその時々事情により実現には至らなかった。

² 1999 年 3 月 15 日公布、同年 10 月 1 日施行。

³ 「契約法」2 条 1 項によると、同法に定める契約とは、平等な主体の間における民事上の権利義務関係に関する合意をいい、この「民事上の権利義務関係」について、全国人大常委会法制工作委员会は、主に財産関係を意味し、婚姻、養子縁組、後見などの人的関係は含まれないとの解釈を明らかにしている。したがって、例えば婚姻期間における配偶者間の契約であっても、財産のみと関わるものであれば、「契約法」の適用対象になると考えられる。

⁴ 1995 年 6 月 30 日公布、同年 10 月 1 日施行。

Ⅲ 民法典契約編の要点項

従来の「契約法」及びこれと関連する司法解釈等と比較して、民法典「契約編」により調整された条項は多く、その内容も広範にわたるが、紙幅の関係ゆえ、以下においては企業経営と関連するいくつかの実質的な改正点につき解説する。

1. 契約の成立時期

「契約法」25 条において、契約の成立時期は承諾が効力を生じた時点とされていたが、民法典 483 条はこれに加え、「ただし、法律に別途定めがあり、又は当事者に別途の合意がある場合を除く」ものとした。これにより、契約の成立に関する他の法規定⁵との矛盾が回避され、契約成立時に関する当事者の合意も認められるようになった。

また、「契約法」32 条が契約成立の要件としていた当事者の「署名又は押印」に、「民法典」490 条は「拇印」も追加した。日本と異なり、中国においては印鑑を用いる者が比較的少なく、この改正により、郵送等の方法で契約を締結する場合に署名が本人のものか確認できないトラブルは減少するものと考えられる。

さらに、インターネットにおける契約の成立について、民法典 491 条は、電子商務法⁶ 49 条の規定を踏襲し、インターネット等の情報ネットワークを通じた商品又はサービスの情報が契約申込としての条件に適合する場合、取引相手がこれを選択のうえ注文した時点で契約が成立する（ただし、当事者に別途の合意がある場合を除く）との規定を追加した。中国では現在、電子商取引が活発に行われているが、通販サイトで注文しても、特売価格品のため数に限りがあるなどとして、売主側が買主側の同意なく注文を一方的に取消すケースが多発している。今回の改正で、注文が完了すれば契約成立となるため、売主による独断的な解約の防止が期待できる。

2. 予約契約

これに関する規定は「契約法」には定められていなかったが、民法典 495 条は、「売買契約紛争事件の審理における法律適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定」⁷ 2 条を踏襲し、当事者が将来の一定時点における契約締結を約定した引受購入書、注文書等により予約契約は成立し、一方の当事者が契約締結の義務を履行しない場合、相手方当事者は予約契約の違約責任を請求しうるものとした。

これにより、本契約締結の義務を履行しない当事者に対し、契約締結上の過失責任しか問えなかった従来の状況は改められ、また、従来の最高人民法院の規定の下、予約契約に関する規定は売買契約のみに限り適用されていたが、民法典「契約編」の「通則」に規定されたことで、あらゆる契約に適用されることとなった。

予約契約の運用は、取引等において Term Sheet 又は枠組契約書を締結する形が多く見受けられるが、具体的な規定内容により、これらの文書は、法的効力のない文書、予約契約又は本契約のいずれかになると考えられることから、その内容を具体的にどのように設定するか、この点に注意しなければならない。

⁵ 契約の成立時期については、手付金契約であれば手付金の交付時（民法典 586 条）、自然人との金銭消費契約であれば借主への金銭引渡時（同 679 条）、倉庫保管契約であれば当事者間の合意形成時（同 905 条）というように、種々の基準が定められている。

⁶ 2018 年 8 月 31 日公布、2019 年 1 月 1 日施行。

⁷ 2012 年 5 月 10 日公布、同年 7 月 1 日施行。

3. 定型約款

まず、定型約款準備者の説明義務の範囲について、「契約法」は、その説明すべき範囲を自己の責任を免除・制限する条項としているが、民法典 496 条は、「相手方当事者と重大な利害関係のある条項」も追加した。

また、「契約法適用の若干の問題に関する最高人民法院の解釈（二）」（以下、「契約法解釈二」という）⁸ 9 条の下、定型約款準備者が「契約法」39 条 1 項に定める注意及び説明義務に関する規定に違反し、相手方がその責任を免除又は軽減する条項に対する注意を喚起しない場合、相手方当事者においてはその定型約款の取消しを人民法院に申し立てることができることとされていたところ、民法典 496 条は、そのような条項はそもそも契約内容にならないとの主張を相手方当事者において行えるものとした。これにより、相手方当事者は、従来のように人民法院に対して定型約款の取消しを申し立てる必要がなくなり、権利保護のコストが低減される。

さらに、定型約款の無効について、民法典 497 条が列挙するその事由には、定型的な約款の提供者が不合理に自己の責任を限定し、相手方当事者の主要な権利を制限することという「契約法」にはない事項が追加された。

以上のように、民法典の新たな規定により、定型約款の提供を受ける側においては自己の権利・利益が保護される一方で、定型約款を提供する側においては、説明義務等の履行徹底に注意する必要がある。

4. 事情変更

「契約法」にはこれに関する明確な定めがないものの、「契約法解釈二」26 条は、①契約成立後に客観的な状況に重大な変化が生じ、契約締結時に当事者がそれを予見することは不可能であり、不可抗力によらずにもたらされた商業リスクではないこと、②契約の履行を継続すると一方の当事者に明らかに不公平となり又は契約の目的を実現しえないこと、③当事者が人民法院に契約の変更又は解除を請求したこと、これらすべての要件が充足されたとき、人民法院が公平の原則に則り、実際の状況に基づいて変更又は解除の可否を判断するものと定めていた。

民法典 533 条も、基本的にこの規定内容を踏襲しているが、(1)「客観的な状況」を「契約の基礎条件」に改めたこと、(2)「不可抗力によらず」との制限を削除したこと、(3)「又は契約の目的を実現しえない」を削除したこと、(4)合理的な期間内の協議を当事者の義務として追加したこと、及び(5)人民法院のほか、仲裁機関にも契約の変更や解除の申し立てができること、これらの変更も見受けられる。

新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、不可抗力や事情の変更については非常に注目されているが、従来の「契約法解釈二」の下、事情の変更を適用するためには、当事者において契約締結後の重大な変化が「不可抗力によるものではない」ことを証明する必要がある、事情が複雑な場合においては、不可抗力と事情の変更との明確な区分が難しい状況もしばしば生じていた。しかし、民法典により、これらがある程度において認められるようになったことで、司法における認定もより柔軟になると期待される。

5. 「契約デッドロック」下の契約解除

「契約のデッドロック」とは、最高人民法院が 2019 年 11 月 8 日に公布した「全国法院民事・商事審理業務会議録」48 条によると、家屋賃貸借契約などの長期契約において、一方の当事者が財務状況の変化、契約履行能力等の要因ゆえにその履行継続が不可能となり、当該契約の期間満了前の解除を申し出るも、相手方当事者がそれを認めない状況をいう。

これに関し、民法典 580 条は、契約デッドロックの場合における違約側の契約解除権を認め、①

⁸ 2009 年 4 月 24 日公布、同年 5 月 13 日施行。

法律上又は事実上履行不能となったこと、②債務の目的物が履行の強制に適さず又は履行の費用が過度に高額となること、③債権者が合理的な期日までに履行の請求をしなかったこと、これらいずれかの要件を充足し、契約の目的が実現不能となった場合には、人民法院又は仲裁機関において当事者の請求に基づき契約上の権利義務関係を終了させることができるが、違約責任の負担には影響しないものと定めた。

なお、違約側による契約の解除については、法令に先立ち、これを認める裁判例があった。例えば、最高人民法院公報（2006 年第 7 期）所掲の「新宇公司与馮玉梅との間における店舗売買契約紛争事件」では、江蘇省南京市中級人民法院により、「違約側当事者による契約履行継続のために必要とされる財源と物的資源が契約の履行に基づいて両当事者において取得しうる利益を超え、契約が履行継続の条件を満たさなくなった場合、当事者双方の利益を保護するため、違約側当事者において契約を解除することができる」との判断が示されている。

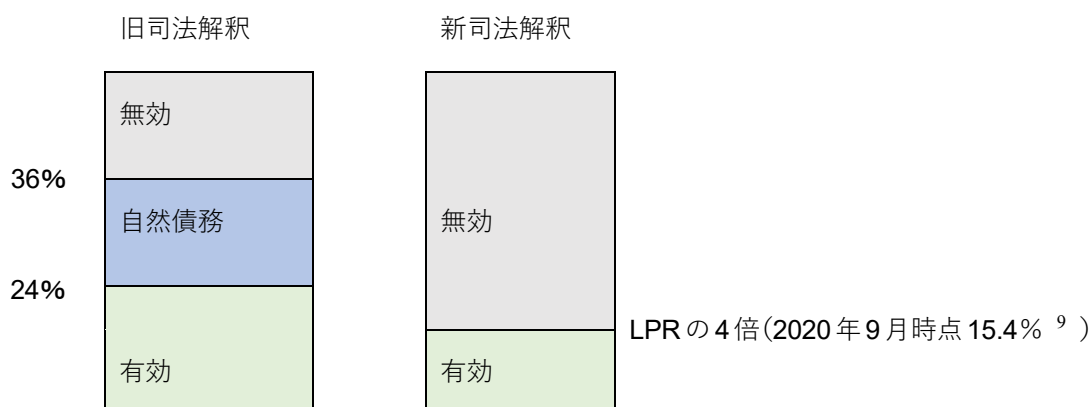
その一方で、企業においては、民法典 580 条の「違約責任の負担には影響しない」との規定に注意しなければならない。違約側による契約解除を認めたこの裁判例でも、店舗の売買代金の返還のほか、付加価値、不動産登記の費用その他に関する損害の賠償が命じられた。

したがって、例えばショッピングモールの賃借などのため長期契約を締結している企業においては、違約責任等の負担を伴っても契約を一方的に解除したほうが自社の全体的な利益につながる状況に備え、民法典のこの新たな規定について知っておくことが望ましいが、違約側の解除権を無条件に認めると取引の安全・秩序への影響も懸念されることから、民法典施行後の実務にもご注目いただきたい。

6. 高利貸しの禁止

民法典 680 条により、法律上初めて高利貸しの禁止が定められることとなったが、従来、その規制は主に最高人民法院の司法解釈等に委ねられていた。2015 年 9 月 1 日施行の「民間金銭貸借事件の審理における法律適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定」（以下、「旧司法解釈」という）26 条によると、年利 24% までが司法による保護の対象とされ、これを超え 36% までの部分は、それが支払われた場合の返還、未払いの場合の支払いを人民法院が命じない「自然債務」となり、36% を超える部分については、無効な利率として債務者によるその返還請求が可能とされていた。

この司法解釈は、その後 2020 年 8 月 19 日に最高人民法院によって改正され、全国銀行間同業拆借中心が毎月公表する LPR の 4 倍が年利の上限となり、これを超過する部分は法的保護の対象外とされたが、この改正の前後を比較すると下図のようになる。



⁹ 全国銀行間同業拆借中心は 2020 年 9 月 20 日、LPR を 3.85% と公表している。

7. 保証契約

従来、保証契約に関する規定は「担保法」に定められていたが、民法典「契約編」は、そのほとんどの規定を踏襲し、保証契約を典型契約の一類型として定めた。しかし、従来の「担保法」19条においては、当事者間に保証方式に関する合意がなく又はそれが不明である場合、連帯保証とみなすものとされていたのに対し、民法典 686 条 2 項は一般保証としており、この点が 1 つの大きな相違として着目される。

一般保証であれば、債務者の財産に対する強制執行が行われていない場合、保証人はそれを理由に支払請求を拒むことができるのに対し、連帯保証においては、連帯保証人にそのような抗弁権は認められていない。民法典の下、保証方式に関する合意がなく又はそれが不明な保証契約は保証人の責任が軽減されることとなり、連帯保証による担保を受けるためには、その旨を契約において明確に定める必要がある。

8. ファクタリング契約

民法典「契約編」は、ファクタリングの実務¹⁰の発展・拡大¹¹に鑑み、ファクタリング契約を典型契約の新類型として位置づけ、ファクタリングの定義、内容、形式、売掛金債権偽装の取扱い、ファクタリング業者の通知とその効果、求償権（リコース）付きファクタリング、求償権なしファクタリング、同一売掛金債権における複数のファクタリング契約併存の取扱い等について定めた（761 条から 769 条まで）。

民法典 761 条によると、ファクタリング契約とは、売掛金の債権者が既存又は将来発生する売掛金をファクタリング引受人（中国語「保理人」）に譲渡し、ファクタリング引受人が資金融通、売掛金管理又は取立て、売掛金の債務者による支払いの保証などのサービスを提供する契約をいうものと定義され、これにより、これまで争われていた将来発生する売掛金も、ファクタリング契約の範囲に含まれることが明確化された。

また、従来の「契約法」80 条の下では、債権譲渡時における債権者から債務者への通知が要求され、この通知がない場合、その債権譲渡の効力が債務者に及ばない可能性があり、ファクタリングに関しても、ファクタリング引受人による通知の有効性が争われていた。この点、民法典 764 条において、ファクタリング引受人が売掛金債務者に通知をする際には、必要な本人証明書を付ししなければならないと定められ、ファクタリング引受人からの通知が有効であることが確認された。

さらに、民法典 763 条においては、売掛金債権の債権者と債務者とが売掛金債権を偽装し、それを譲渡の対象としてファクタリング引受人とファクタリング契約を締結した場合に関し、当該ファクタリング引受人がその事情を知らないときは、当該債権の債務者において当該引受人に対し債権の不存在を主張しえない旨が明確化され、これにより、商業ファクタリング業者の利益の保護が強化された。

¹⁰ これまでファクタリング契約について明確に定めた規定はなく、それが争点となった訴訟では、融資・保証契約、あるいは債権譲渡契約として処理されてきた。

¹¹ 中国産業情報網によると、中国大陸地区における 2018 年のファクタリング業務は 4,115.7 億ユーロに達し、中国は世界最大のファクタリング市場となっている（<http://www.chyxx.com/industry/201909/781574.html>）。

Ⅳ おわりに

中国の民事法は、年が明けると正式に「民法典」の時代を迎える。この民法典は、日系企業を含むあらゆる企業、組織及び個人の生産経営、生活など、各種の社会活動と極めて密接に関わるものであり、「社会生活の百科全書」とも呼ばれている。民法典「契約編」における重要規定は本稿で論じたものに限られず¹²、その他 6 つの各編にも企業にとって重要な内容を定めた規定が存在するが、日本企業を含む各企業においては、これらを的確に把握されたうえ、必要な調整その他の対応をとられることが望まれる。

（執筆者連絡先）

北京市金杜法律事務所

パートナー弁護士 劉新宇

※2015 年 6 月、北京市金杜法律事務所コンプライアンスチーム編著の『中国商業賄賂規制コンプライアンスの実務』が商事法務より出版。

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路 1 号環球金融中心 18 層東樓 18 階

Tel : 86-10-5878-5091 Mobile : 86-139-1148-1122

Fax : 86-10-5661-2666

Mail : liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所：

北京・成都・広州・杭州・香港・済南・南京・青島・三亜・上海・深圳・蘇州・海口・
ブリスベン・キャンベラ・メルボルン・パース・シドニー・ドバイ・東京・
シンガポール・ブリュッセル・フランクフルト・ロンドン・マドリード・ミラノ・
ニューヨーク・シリコンバレー

¹² 例えば、契約履行に際しての義務として資源の浪費、環境破壊及び生態系破壊を避けなければならないと定めた 509 条や、解除事由を知り又は知りうるべき時点から 1 年を経過すると解除権の行使が不可能になると定めた 564 条が挙げられ、これらの規定への留意も必要と考えられる。



スペシャリストの目

日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部
シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では9月中旬から10月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

【 法律 】

【輸出管理】

○「中華人民共和国輸出管理法」

(2020 年 10 月 17 日第 13 期全国人民代表大会常務委員会第 22 回会議で可決)

国家安全保障に関わる輸出管理法。初めて制定されたもの。

■本法の制定目的は、「国家の安全と利益を保護し、拡散防止等の国際的義務を履行し、輸出管制を強化、規範化するため」(第1条)とされ、輸出管制の対象は「軍民両用の敏感物資・アイテムと毒物製造可能化学品、軍用物資、核、およびその他の国家の安全と利益の保護、拡散防止等の国際的義務の履行に関係する貨物、技術、サービス等の物資・アイテム」で、「輸出管制とは、国家が中国域内から域外に移転する管制物資・アイテムおよび中国の公民、法人と非法人組織が外国の組織・個人に提供する管制物資・アイテムに対し、禁止または制限的措置を採ることをいう」(以上、第2条)とされている。

■輸出管制の方法は、国家統一の輸出管制制度を実施するもので、国務院と中央軍事委員会が「管制リスト、名簿または目録」を制定し、輸出許可等を実施する。輸出経営者が管制リストに記載される管制物資・アイテムまたは臨時の管制物資・アイテムを輸出する場合、国務院と中央軍事委員会の職能部門に許可申請を行うことができ、また特定の輸入業者およびエンドユーザーを対象に「管理・コントロールリスト」を制定し、これらとの管制物資・アイテムの取引を禁止、制限し、輸出の中止命令等の措置を採るとされている。輸出経営者が管制物資・アイテムの輸出経営資格を取得せずにその輸出に従事した場合、違法行為の停止、違法所得の没収、違法取り扱い額が 50 万元以上のときはその 5 倍以上 10 倍以下の罰金とされ、処罰を受けた輸出経営者からの輸出許可申請は、処罰決定の日から 5 年以内は受理されない。

■また、この法律は中国域外の組織と個人にも適用するとされる一方、他の国家・地域が「輸出管制措置を濫用して中国の国家の安全と利益に危害を及ぼした場合には対等の措置を採ることができる」とされている。

■この法律の条文からは、「国家の安全と利益」の定義、管制物資・アイテムの内容、特定の輸入業者・エンドユーザーを対象とする「管理・コントロールリスト」の選定基準など重要な点が明らかでなく、在中国日系企業、中国と取引を行う日本企業へ影響が懸念される。施行は 12 月 1 日で、それまでに発布されると見られる実施細則や関連規則に注意されたい。

■原文は新華網の下記サイトをご参照。

http://www.xinhuanet.com/politics/2020-10/18/c_1126624518.htm

【特許法】

- 『中華人民共和国特許法』改正に関する決定
(2020 年 10 月 17 日第 13 期全国人民代表大会常務委員会第 22 回会議で可決)

「特許法」の改正。1984 年の制定、2008 年以来、4 度目の改正。

■全人代常務委員会での国家知識産権局長の改正案説明によれば、主な変更点は以下の通り。

- ① 国有企業改革と政府機構改革に合わない規定を修正。
- ② 特許保護制度の改善に関する規定を追加。
- ③ 特許の出願、無効宣告等の手続きに関する規定を修正。
- ④ 特許協力条約 (PCT) に基づく国際出願に関する規定を追加。
- ⑤ 行政の法執行に関する規定を修正。

■このうち、特許保護制度の改善に関する追加規定は、以下の通り。

- ① “販売許諾” (広告や商店・展示販売会での陳列などにより特許製品の販売を約束すること) の禁止を規定 (WTO の貿易関連知的所有権協定の規定に整合)。
- ② 特許権侵害紛争の行政機関の処理について、省級政府の特許管理業務部門による調停処理を明確化。
- ③ 発明特許の出願後、特許権授与前の使用料不払いによる紛争の訴訟時効 (2 年) を規定。
- ④ 実用新案特許権者が権利を主張した際に、法院または省級政府特許管理業務部門が権利者に対して特許出願受理審査機構による検索報告の発行を要求できると規定。
- ⑤ 特許権侵害に対する賠償額の計算方法を規定 (権利者が権利を侵害された期間に受けた損失、または権利侵害者が同期間に獲得した利益による)。
- ⑥ 他人の特許を盗用し犯罪を構成しない行為に対する行政処罰を規定 (省・自治区・直轄市政府の特許管理業務部門が是正命令と公告を行い、違法所得を没収し、同時に違法所得の 2 倍以下の罰金を科すことができるなど)。

■原文は新華網の下記サイトをご参照。

http://www.xinhuanet.com/politics/2020-10/18/c_1126624476.htm

【政策】

【自由貿易試験区】

- 「国務院の北京・湖南・安徽自由貿易試験区全体計画および浙江自由貿易試験区区域拡張計画の印刷・発布に関する通知」
(国発 [2020] 10 号、2020 年 8 月 30 日発布・実施)

北京市、湖南省、安徽省に新たに設置される自由貿易試験区の全体計画と浙江省の自由貿易試験区の区域拡張計画。1 市 2 省での設置により、自由貿易試験区は全国 21 省・自治区・直轄市に拡大した。

■各試験区の区域範囲とめざす機能は、以下の通り。

北京 (合計 119.68 平方キロ)

- ・ 科技创新片区 (31.85 平方キロ) : 次世代情報技術、バイオ・健康、科学技術サービスを重点とし、デジタル経済試験区、グローバルベンチャーキャピタルセンター、科学技術体制先行モデル区を建設する。
- ・ 国際商務サービス片区 (北京天竺総合保税區を含む 48.34 平方キロ) : デジタル貿易、文化貿易、ビジネス展示会、医療・健康、国際宅配物流、越境金融を重点とし、臨空経済革新牽引モデル区を建設する。
- ・ 先端産業片区 (39.49 平方キロ) : 商務サービス、国際金融、文化創意、バイオ技術およ

び“大健康”を重点とし、科学技術成果産業転化・受入地、戦略的先行産業集中区、国際先端機能機構集中区を建設する。

湖南 (合計 119.76 平方キロ)

- ・ 長沙片区 (79.98 平方キロ) : “一帯一路” 建設に接合した臨空経済、先端設備製造、次世代情報技術、バイオ医薬、電子商取引、農業科学技術を重点とし、グローバル先端設備製造業基地、内陸地区先端現代サービス業センター、中国・アフリカ経済貿易緊密協力先行区、中部崛起成長拠点を建設する。
- ・ 岳陽片区 (19.94 平方キロ) : 長江経済ベルト発展戦略に接合した臨港経済、内航物流、電子商取引、次世代情報技術を重点とし、長江中流域の総合的内航物流センター、内陸臨港経済モデル区を建設する。
- ・ 郴州片区 (郴州総合保税區を含む 19.84 平方キロ) : 広東・香港・マカオグレーターベイエリア建設に接合したマカオへの直通、非鉄金属加工、現代物流を重点とし、内陸地区での産業移転と加工貿易転型昇級の重要プラットフォーム、湖南・広東・香港・マカオ協力モデル区を建設する。

安徽 (合計 119.86 平方キロ)

- ・ 合肥片区 (合肥経済技術開発区総合保税區を含む 64.95 平方キロ) : 先端製造、半導体、人工知能、新型ディスプレイ、量子情報、ハイテク金融、越境 EC を重点とし、世界に影響のある総合的国家科学センター、産業革新センターの牽引区を建設する。
- ・ 蕪湖片区 (蕪湖総合保税區を含む 35 平方キロ) : スマートコネクテッドカー、スマート家電、航空、ロボット、内航輸送サービス、越境 EC を重点とし、戦略的新興産業の先導区、内航海運一貫輸送の国際物流ハブ区を建設する。
- ・ 蚌埠片区 (19.91 平方キロ) : シリコンベース・バイオベースの新素材、新エネルギーを重点とし、世界レベルのシリコンベース・バイオベース製造業の中心、皖北地区科学技術革新・開放発展の牽引区を建設する。

浙江 (合計 119.5 平方キロ)

- ・ 寧波片区 (寧波梅山総合保税區を含む 46 平方キロ) : 国際的影響力のある石油・ガス資源配分センター、国際サプライチェーン革新センター、グローバルな新素材科学革新センター、スマート製造高質発展モデル区を建設する。
- ・ 杭州片区 (杭州総合保税區を含む 37.51 平方キロ) : 全国をリードする次世代人工知能革新発展試験区、国家金融科学技術革新発展試験区、世界一流の越境 EC モデルセンター、デジタル経済高質発展モデル区を建設する。
- ・ 金義片区 (義烏総合保税區、金義総合保税區を含む 35.99 平方キロ) : 世界の“雑貨の都”、国際雑貨自由貿易センター、デジタル経済革新センター、内陸国際物流ハブ港、製造革新モデルと“一帯一路”開放・協力の重要プラットフォームを建設する。

■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-09/21/content_5544926.htm

〔 行政法規 〕

○「国务院の一連の行政許可事項の取り消しおよび権限委譲に関する決定」 (国発 [2020] 13 号、2020 年 9 月 13 日公布・施行)
国务院の行政許可の取り消し (29 項目) と下部機関への権限委譲 (4 項目)。 ■日系企業に関係する主な取り消し項目は、以下の通り (括弧内は許可部門)。 ・ 外商投資経営電信業務審査意見書交付 (工業・情報化部) ・ 石油精製油卸売・貯蔵経営資格審査・許可 (商務部、省級商務部門) ・ 企業銀行口座開設許可証交付 (中国人民銀行総行および分支行)・ 限度額以下の外商投資民航プロジェクト提案書およびフィージビリティスタディ報告 審査・許可 (中国民航局) ■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。 http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-09/21/content_5545345.htm

〔 規則 〕

【輸出入管理】
○「信頼できない実体リスト規定」 (商務部令 2020 年第 4 号、2020 年 9 月 19 日公布・施行)
特定の外国企業、その他の組織または個人を「信頼できない外国の実体 (エンティティ)」としてリストに入れ、中国に関係する輸出入活動、投資、関係者の入国、就業許可・居留資格を制限または禁止することを定めた商務部の規定。米国のエンティティ・リスト制度に対抗して制定されたもの。 ■リスト入りの対象とされる行為は、中国の国家主権、安全、利益の発展に危害を及ぼすこと、および正常な市場取引の原則に違反し、中国企業、その他の組織もしくは個人の正常な取引を中断し、または差別的措置を採り、重大な損害を与えることとされる。リスト入りにあたっては、中央国家機関の関係部門 (事務局は商務部に置く) が関係方面からの提案・通報に基づいて調査を行うか否かを決定し、調査を行う場合およびリスト入りを決定した場合は公告を行う。 ■リスト入りを決定した公告では、その外国実体と取引を行う場合のリスクを揭示し、外国実体が行為を是正する期限を明示することができるとされ、その期限内は制限・禁止措置を採らず、期限を過ぎても是正しない場合は制限・禁止措置を採るが、期限内に是正し、かつ行為の結果を除去する措置を採った場合には、リストからの除外を決定するとされている。 ■この規定は、「対外貿易法」、「国家安全法」を根拠としており、上記の「輸出管制法」とは異なるが、規制の対象が重複する場合もあると思われ、それらの運用が注目される。 ■原文は商務部の下記サイトをご参照。 http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/202009/20200903002593.shtml

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail : r-ikegami@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>



主要経済指標

主要経済指標の推移

三菱UFJ銀行

国際業務部

項 目	単位	2019年				2020年								
		1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
国内総生産(GDP)	前年 同期比%	6.4	6.3	6.2	6.1	(1~3月)▲6.8			(4~6月)3.2			(4~6月)4.9		
固定資産投資*	前年 同期比%	6.3	5.8	5.4	5.4	-	▲24.5	▲16.1	▲10.3	▲6.3	▲3.1	▲1.6	▲0.3	0.8
第一次産業	前年 同期比%	3.0	▲0.6	▲2.1	0.6	-	▲25.6	▲13.8	▲5.4	0.0	3.8	7.7	11.5	14.5
第二次産業	前年 同期比%	4.2	2.9	2.0	3.2	-	▲28.2	▲21.9	▲16.0	▲11.8	▲8.3	▲7.4	▲4.8	▲3.4
第三次産業	前年 同期比%	7.5	7.4	7.2	6.5	-	▲23.0	▲13.5	▲7.8	▲3.9	▲1.0	0.8	1.4	2.3
工業生産 (付加価値ベース)**	前年 同月比%	6.5	6.0	5.6	5.7	-	▲13.5	▲1.1	3.9	4.4	4.8	4.8	5.6	6.9
社会消費財 小売総額***	前年 同月比%	8.3	8.4	8.2	8.0	-	▲20.5	▲15.8	▲7.5	▲2.8	▲1.8	▲1.1	0.5	3.3
消費者物価 上昇率(CPI)	前年 同月比%	1.8	2.2	2.5	2.9	5.4	5.2	4.3	3.3	2.4	2.5	2.7	2.4	1.7
工業生産者 出荷価格(PPI)	前年 同月比%	0.2	0.3	0.0	▲0.3	0.1	▲0.4	▲1.5	▲3.1	▲3.7	▲3.0	▲2.4	▲2.0	▲2.1
輸出***	億ドル	5,517.4	11,711.5	18,251.1	24,990.3	-	2,927.8	1,851.3	2,001.1	2,071.5	2,135.7	2,376.3	2,352.6	2,397.6
	前年 同月比%	1.4	0.1	▲0.1	0.5	-	▲17.1	▲6.6	3.4	▲3.2	0.5	7.2	9.5	9.9
輸入***	億ドル	4,754.1	9,899.9	15,266.8	20,771.0	-	2,996.9	1,650.7	1,549.1	1,441.2	1,671.5	1,753.0	1,763.3	2,027.6
	前年 同月比%	▲4.8	▲4.3	▲5.0	▲2.7	-	▲4.0	▲1.1	▲14.2	▲16.6	2.7	▲1.4	▲2.1	13.2
貿易収支***	億ドル	763.3	1,811.6	2,984.3	4,219.3	-	▲69.2	200.6	452.0	630.3	464.2	623.3	589.3	370.0
対内直接投資 (実行ベース)	億ドル	358.0	707.4	1,007.8	1,381.4	126.8	67.4	117.8	101.4	98.7	167.2	90.5	120.3	-
	前年 同月比%	3.7	3.5	2.9	2.4	2.2	▲27.4	▲16.5	8.6	4.2	3.7	12.2	15.0	-
外貨準備高	億ドル	30,988	31,192	30,924	31,079	31,155	31,067	30,606	30,915	31,017	31,123	31,544	31,646	31,426
都市部調査失業率	%	5.2	5.1	5.2	5.2	5.3	6.2	5.9	6.0	5.9	5.7	5.7	5.6	5.4
国内自動車 販売台数	万台	637.2	1,232.3	1,837.1	2,576.9	194.1	31.0	143.0	207.0	219.4	230.0	211.2	218.6	256.5
	前年 同月比%	▲11.3	▲12.4	▲10.3	▲8.2	▲18.0	▲79.1	▲43.3	4.4	14.5	11.6	16.4	11.6	12.8
購買担当者 指数(PMI)	製造業	-	-	-	-	50.0	35.7	52.0	50.8	50.6	50.9	51.1	51.0	51.5
	非製造業	-	-	-	-	54.1	29.6	52.3	53.2	53.6	54.4	54.2	55.2	55.9

*: 年初からの累計ベース。

** : 2月 は 1-2 月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額 2,000 万元以上の非国有企業を対象。

*** : 2月 は 1-2 月の累計ベース。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱 UFJ 銀行 国際業務部作成。



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大厦2階	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津国際大厦21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 森茂大厦11階	86-411-8360-6000
無 錫 支 店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上 海 支 店	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯亜大厦20階	86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市福田区中心4路1号 嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広 州 支 店	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階	86-20-8550-6688
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大厦20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大厦20階2002室	86-24-8398-7888
蘇 州 支 店	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号 広融大厦15、16階	86-512-3333-3030
福 州 支 店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大厦5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香 港 支 店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
台 北 支 店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598
高 雄 出 張 所	台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2020 年 11 月 6 日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。